

大阪医科大学学報

第67号

平成18年2月

(インターネット版)



新講義実習棟

目

新講義実習棟竣工	2
規定関係	9
大講座名及び教室名の一部名称変更について	35
受賞について 学術奨励金等について	36
格付	37
寄付金報告	38
入試広報活動報告	41
学位記授与	42
中山国際医学医療交流センター	44
医学会秋季学術講演会	47

次

学内行事	48
市民公開講座	50
主要会議	51
行事予定	54
医療安全対策室関係	55
感染対策室関係 附属病院関係	57
保健管理室からのお知らせ	58
歴史資料館設置準備室	60
俳句	63
LDセンタークリスマスイルミネーション	64

新講義実習棟 竣工



平成17年12月20日（火）午前11時から開催された竣工式典でのテープカット：
左から、山原竹中工務店副社長、前田PA会会長、國澤理事長、植木学長、林日建設計常務



前田隆義PA会会長

新講義実習棟の竣工を祝う



学 長 植 木 實

この度、新講義実習棟が竣工致しました事は大学挙げての大きな喜びであります。この建築にご尽力を頂きました國澤理事長、田中相談役、前田P A会々長を始め、多くの関係者の皆様、工事を担当下さいました日建設計、竹中工務店、大林組の各位に厚く御礼申し上げます。

大阪医科大学は校是であります「国際的視野をもつ人間性豊かな良医の育成」を目標に学生教育に力を注いでおり、本館の建設はその教育の根幹をなすものと考えます。

この稼働によりまして、本邦でも有数の推進校となっております本学のPBL教育、OSCE、Advanced OSCE、並びにクリニカル・クラークシップ（C.C.）を一段と加速させるものと思われ、さらに今年度から始められます臨床前共用試験（CBT）への対応に大きな役割を果たすと思われ。

特に期待しますことは、本館全域に敷設されているインターネットワークとそれに結んだノートパソコンにより効率の良い効果的な教育が行えることで、文献や教材の検索を始め、鮮明な病理画像を見たり、CBTなどの一斉テストを実施することが出来ます。

今、医学部は文部科学省などから医学教育、大学院教育について独自性（特色）を強く出すことなど大きな改革が求められています。それに対応して本学でも組織機構改革を進めており、新しく教育機構や研究機構の設置やそれに伴って教育教授や研究教授の新設を進めています。これらの改革が、この新講義実習棟のハード及びソフト面的に的確に適応していくことを期待しています。

今期を大阪医科大学の教育ルネッサンスの年と位置付けて、我々教員は新しい教育手法を提案し実行しつつ一層の努力してゆきたいと思えます

この建築に多大のご理解とご寄付を頂きました保護者会（PA会）に心からの感謝を申し上げてご挨拶と致します。

新講義実習棟の竣工を祝って

学生部長 大槻勝紀

昨年の12月20日（水）午前9時より新講義実習棟の竣工式が無事に執り行われました。竣工式に先立ち、管弦楽部学生諸君の申し出により1Fフロアで演奏を行い来賓の方々をお迎えしました。管弦楽の持つ荘厳で華やかな雰囲気の中で竣工式を開催することができ大変好評を博しました。國澤理事長からもお褒めの言葉をいただき、翌日理事長は学生諸君と労を労う意味で食事をともにされました。学生諸君にとってはいい思い出になったのではないのでしょうか。



さてこの新講義実習棟の竣工の日を迎えるにあたり構想から逆算して約5年の年月が経過いたしました。PA会からの6億円の寄付から始まった新講義実習棟建設案も大学の容積率がネックとなりなかなか実現できませんでした。昨年、高槻市が都市再生緊急整備地域に指定されたことに伴い大阪医科大学の容積率が緩和され、ようやく新講義実習棟の建設の許可ができました。

これまでに幾度となく学長、学生部長、教育センター長など関係者が新講義実習棟の設備について話し合ってきました。しかし教員がいいと思ったことが学生にとって迷惑であったことは世の習いでありますから、思い切って各学年の総代、副総代から要望を聞くことにしました。そのため新講義実習棟の設備のうち、コンビニエンス・ストア、医学書などのブック・ストア、リフレッシュ・コーナー、女子トイレの消音装置、和式トイレやシャワー・ルーム、無線LANなどのアイデアは学生からのものです。特に最近の子供は洋式トイレを好むと聞いていましたが、一部の学生からお尻を便器に付ける洋式トイレを不潔と感じると聞かされ内心驚きました。それ以外に600名のロッカールーム、e-learning対応の教室（2室）、PBL用の小部屋（約50室）が装備され、学生の福利厚生を考えた建物としては他大学医学部には類を見ないものです。昨年12月24日に最後の入試説明会を開催し受験生や保護者に新講義実習棟を内覧していただきましたが、すごく好評でした。入試説明会で、大阪医科大学は学生さんの福利厚生を大切に、私立医科大学の雄を目指していますとお話しさせていただきました。学生部長として、このような素晴らしい環境の下で質の高い教育を行い、優れた臨床力をもった医師の養成を目指して、学生を指導していきたいと思っております。

新講義実習棟 竣工式

昨年12月中旬より数週間、記録的な寒波が日本列島を包み込んでいましたが、冬型気圧配置が一端緩んだ12月20日(火)大安吉日の日に、新講義実習棟の竣工式が執り行われました。前日までの寒気が随分和らいで好天に恵まれ、エントランスホールでは本学学生の管弦楽部が奏でる生演奏の中、100余名のご参列者をお迎えして、午前11時から竣工式典が開式されました。

式典に先駆け最初に、新講義実習棟 1階エントランスホールにて、新棟完成のお祝いの儀式としてテープカット式を執り行いました。國澤隆雄理事長、植木 實学長、前田隆義PA会会長、林 直樹常務(日建設計)、山原一晃副社長(竹中工務店)の5名の皆様方がテープカットされると大きな祝福の拍手がホール全体に沸き上がりました。

引き続き、竣工式が1階講義室(大教室)で執り行われました。初めに学校法人大阪医科大学を代表されて、國澤隆雄理事長から「約4年前に医学生の保護者会(PA会)から新規に学生講義棟の新築の要請と併せて施設・設備の一部に該当する寄付金の申し出があり、実現する運びとなりました。また新棟のコンセプトは、高次元の学習に専念できる環境、地球環境に配慮した高品質の建物、高度のITを視野に入れた先駆的な講義棟というニーズを反映された施設設備となっております。今後は従来にも増して役職員が一丸となり、法人の理念と医科大学のミッションであります国際的視野に立った教養と豊かな感性を兼ね備えた高い臨床力を持った医師を育て、人類の福祉と文化に寄与してまいります。」と、経緯およびコンセプトのご紹介や行政各位、建築関係各位への感謝の意などを述べられました。

次に、ご来賓を代表されて高槻市市長の奥本 務様よりご祝辞を頂戴しました。メッセージは「本年3月の看護専門学校新校舎、7月の新総合棟病院7号館の竣工に続いての新講義実習棟の完成は、貴大学の理念、経営方針及び中長期計画実現に向けての着実な歩みであり、より一層教育・研究・診療の質の向上が図られるもののご期待するものです。市民開放や良好な都市環境の形成に資する施設設備による都市機能の高度化は、本市総合計画の示すまちづくりに大いに寄与していただいているものと感謝をいたしております。大阪医科大学のますますのご発展を祈念申し上げ、竣工に際してのお祝いの言葉とさせていただきます。」旨の内容でしたが、当日市長は高槻市議会のためご臨席賜ることができませんでしたので、高槻保健所所長の高野正子様代読されました。

次いで、大学関係のご来賓を代表されて、関西医科大学の塚原 勇理事長より「最近、アメリカの近代医学教育の流れを受け、日本でも医学教育が複雑になってきて、小人数にグループ分けをして教育するため、教室がたくさん必要となり、各医科大学は非常に苦労しているところがあります。この度、大阪医科大学は新しい医学教育を視野に入れて、効率の良い潤沢なこのような立派な施設を建設されましたことは、誠に時宜を得たおめでたいことと存じます。今後ますますのご発展をお祈りいたします。」と言うお祝いのご挨拶がありました。

続いて、新講義実習棟の設計概要と言うことで、建物の特徴などについて、責任者として設計を担当された、日建設計の藤記 真設計室長から「新講義実習棟は鉄筋コンクリート造8階

新講義実習棟竣工

建、延床面積4,470㎡の規模であり、既存棟と2階部分で接続しております。設計にあたっての狙いは3点ありまして、一つには、医学教育環境の変化に対応するための最先端かつ良質な教育・学習環境づくりです。二つには、安全性とアメニティーの向上に配慮しました。三つには、既存の大学および病院施設群との色調や風合いでの調和をはかったことです。この建物が教育拠点となり、歴史ある医科大学としての重責を担われていくことを祈念いたします。」と専門的な立場から新棟をご紹介いただきました。

この後、新講義実習棟新築工事の設計並びに施工に従事された日建設計（林 直樹常務）、竹中工務店（山原一晃副社長）、大林組（内田弘道常務）の各社に國澤理事長より感謝状と記念品の贈呈を行いました。そして、3社を代表されて、日建設計の林 直樹常務より「本年1月より11ヶ月の短い期間を通しまして、施工を担当された竹中工務店・大林組共同企業体様の大変なご尽力の結果、無事故・無災害にてお引渡しをすることができました。心から感謝申し上げますと共に、感謝状を頂戴いたしましたものどもを代表しまして、心よりお礼申し上げます次第でございます。」との感謝状・記念品授受のお礼の言葉がありました。

竣工式を終わるにあたり、大阪医科大学保護者会を代表されて、前田隆義PA会会長より、「この新講義実習棟の構想は、元PA会会長の大森先生、前会長の福本先生、解剖学教室教授の大槻PA会理事、生理学教室教授の窪田PA会顧問、その他たくさんの方々のご尽力ご努力で実現したものでございます。この構想ができましたのは、医学の教育方法が非常に変わってきました、PBLチュートリアルシステムという数人の学生に教官が一人付いて課題を与え、双方向に授業を進める方法で、学生が自分達で考えて問題を処理する能力を養うという講義実習形態に代わりまして、比較的小さな部屋がたくさん要ることになってまいりました。また今年度から医学部の4年生に国家試験に準じたCBTとかOSCEと称する新しい試験を課するようになりました。そこでどうしても新規に講義実習棟が必要ということで大学に強くお願いしていた訳でございます。願わくばこの立派な建物を学生諸君が十分に生かし、国家試験に無事合格して、世界にはばたく医師となってもらうように心から祈念いたします。」との新講義実習棟完成に対する謝辞があり、無事竣工式典を納めました。

竣工式終了後、式典参列者全員が各講義室、実習室、グループ室（5～7階）、スキルスラボ室、教育センター、サーバー室、男女ロッカー室など主要施設を約30分かけて巡覧されました。棟内の各部屋はそれぞれ室名と階数・部屋番号で表示されていますが、新講義実習棟を特定するために、例えば「講義室/P101」「グループ室/P612」の如くPA会のP（Parent）を頭文字として付記しています。

正午過ぎより、場所を2階に移して、竣工披露パーティーが開宴されました。始めに、植木實学長より「本学は“人間性豊かな良医の育成”と言う理念を掲げて教育に力を注いでおり、本日の新棟完成は、その教育の根幹をなすものと考えております。本新講義実習棟にはPBL用の多数の小教室や各机にパソコンを設置した大教室があり、LAN、インターネットなどインフラ環境も整備されています。これによりPBLチュートリアル教育やOSCE、CBTなど先端教育を推進することができ、この数年間を大阪医科大学の教育ルネッサンスの時期と位置付けて、今

後の新しい教育を心がけていきたいと思っています。」と言うご挨拶があり、続いてご来賓を代表されて、竹中工務店取締役副社長 山原一晃様より「当プロジェクトは、当社が大学様に初めて参画させていただきまして、建物の目玉の一つである最新の医学技術と知識を習得できるシステムを実現するために大きな役割を果たせたと思っております。大学の工事担当者の方々に多大なご協力をいただきまして、お陰様で工事は順調に推移し、本日竣工を迎えることができました。この新講義実習棟がご使用されます方々によって新しい命を吹き込まれ、学校様がますますご発展なされていくよう、心から祈念いたしますところでございます。」とのご祝辞を賜りました。

引き続き、楢原敬郎仁泉会理事長から「医師国家試験の合格率（105人中104人合格）が全国第3位など、学生が順調に育っておりますのは、教授会や教育関係者各位のご指導の賜物でありまして、OBとしてあたたかく見守っております。この度の新講義実習棟の竣工は誠にめでたいことであり、皆様とともにお祝いしたいと思いますのでご唱和願います。“乾杯！”とご挨拶と乾杯のご発声があり、皆様にはしばらくの間、和やかにご歓談をいただきました。

祝宴歓談中に、当日ご臨席いただけなかった方々など各方面から多数の祝電を頂戴していましたので、司会者よりご紹介がありました。

まもなくして、終宴予定の時間となり閉会に際し、大槻勝紀学生部長から「私どもの大学の使命は、臨床力を持った医師の養成ということであり、この度それに適った教育環境の整備がなされました。本学学生の気風は自学自習であります、そのための50室弱のPBLの小教室、イー・ラーニングの設備が整った教室などが設置された素晴らしい建物であります。この建物は学生のためのものであり、学生部長としては、これからも学生を大事にしていきたいと考えています。教職員と協力して、社会に貢献できる医師を養成したいと思っていますので、今後とも皆様のご指導ご鞭撻の程をお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。」と閉会の挨拶があり午後1時半頃、竣工披露パーティーを終宴しました。

（文責：総合企画部 岩本暢泰）



新講義実習棟：東より臨む

新講義実習棟竣工

学校法人 大阪医科大学 新講義実習棟 竣工祝賀会 式次第

2005年（平成17年）12月20日（火曜日）午前11時より

テープカット式

学校法人 大阪医科大学	理事長	國澤 隆雄
学校法人 大阪医科大学	学 長	植木 實
学校法人 大阪医科大学	PA会会長	前田 隆義 様
株式会社 日建設計	常務大阪代表	林 直樹 様
株式会社 竹中工務店	取締役副社長	山原 一晃 様

竣 工 式

開 会

挨拶	学校法人 大阪医科大学	理事長	國澤 隆雄
来賓祝辞	高槻市	市 長	奥本 務 様
来賓挨拶	学校法人 関西医科大学	理事長	塚原 勇 様
設計概要	株式会社 日建設計	設計室長	藤記 真 様

感謝状及び記念品贈呈

株式会社 日建設計	常務大阪代表	林 直樹 様
株式会社 竹中工務店	取締役副社長	山原 一晃 様
株式会社 大林組	常務執行役員	内田 弘道 様

謝 辞	学校法人 大阪医科大学	PA会会長	前田 隆義 様
-----	-------------	-------	---------

閉 会

***** <施設内巡覧> *****

披露パーティー

開 会			
挨拶	学校法人 大阪医科大学	学 長	植木 實
来賓祝辞	株式会社 竹中工務店	取締役副社長	山原 一晃 様
乾 杯	大阪医科大学 仁泉会	理事長	檜原 敬郎 様

..... <祝 宴>

閉 会	学校法人 大阪医科大学	学生部長	大槻 勝紀
-----	-------------	------	-------

規程関係

規程制定

規程が次のとおり制定されました。

学校法人大阪医科大学権限規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪医科大学の主要な決裁事項について各職位にある者(以下「職位者」という。)の権限を明確化することにより、業務遂行の組織的かつ効率的な運営を図るとともに自主的責任体制を確立することを目的とする。

(規程運用の原則)

第2条 前条の目的を達成するため、各職位者は経営全体に占める自らの職位、職務を認識するとともに各規定の趣旨を理解して、この規程を効果的に運用するよう努めなければならない。

(権限)

第3条 この規程で定める権限は次のとおりとする。

立案権限とは、決裁を要する業務執行につき具体案を作成し、その決裁を申請する権限をいう。
調整権限とは、指揮系列にある上級職位者が案件の内容を検討し、意見を付して上申する権限をいう。

審議権限とは、指揮系列外の職位者が職能上の立場から案件の内容を検討し、意見を表明する権限をいう。

決裁権限とは、案件について意思決定を行う権限をいう。

(権限の行使)

第4条 各職位者は前条所定の権限を自ら行使し、その責任を負う。

各職位者は権限の行使に当たって次の点に留意し、最大の効果をもたらすよう努めなければならない。

諸法規、寄附行為、規程等の遵守

案件の社会的影響度

情報機密の厳守

(個別権限基準表及び権限規程実施要領)

第5条 各職位者の権限は、付表の個別権限基準表に定める。

この規程及び個別権限基準表を運用するに当たっての細則は権限規程実施要領に定める。

(権限代理)

第6条 職位者が不在、事故その他の理由により権限を恒常的に行使できないときは、予め定めた代理者が代わってその権限を行使する。権限代理の場合は代理者本人の職名においてその権限を行使しその責任を負う。

規程関係

（権限代行）

第7条 職位者が不在、事故その他の理由により権限を一時的に行使できないときは、原則として直屬下級職位者が代わってその権限を行使する。権限代行の場合は代行者が権限者の職名においてその権限を行使し、当該職位者と代行者が連帯してその責任を負う。

（組織の尊重）

第8条 各職位者は他の職位者の権限を侵してはならない。

（他の規程との関係）

第9条 この規程に定める事項が他の規程、要領等に定める事項と競合する場合、原則としてこの規程を優先して適用する。

（例外事項）

第10条 この規程に定めのない事項及び解釈に疑義の生じた事項については、総務部長が関係者と協議の上その扱いを決定する。

（改 廃）

第11条 この規程の改廃は、総務部長が立案し、担当理事会の審議を経て理事長が決定するものとする。

附 則

この規程は、平成17年12月13日から施行する。

学校法人大阪医科大学理事会構成員に関する倫理規程

（目 的）

第1条 この規程は、学校法人大阪医科大学（以下「本法人」という。）の理事及び監事（以下「理事等」という。）の倫理面における行動規範を定めることにより、理事等に地位・職責の自覚を促し、理事等に対する社会的信頼性を高めるとともに、理事会の権威を高めることを目的とする。

（品位の維持）

第2条 理事等は、本法人の名誉を重んじ、理事等にふさわしい品位を保たなければならない。

（判断基準）

第3条 理事等が職務を遂行する場合には、法令、本法人の定める規程類、本法人の経営指針及び公序良俗に従い、常に最善の判断を下さなければならない。

2 理事等が職務を遂行する場合、自らの信念に基づきかつ客観性を旨として判断しなければならない。

（地位の利用）

第4条 理事等は、その地位を利用して自らの利益または第三者の利益を図る行為をしてはならない。

2 理事等が個人的に、本法人と取引関係のある第三者からの贈答品や寄附金を受領してはならない。

（守秘義務）

第5条 理事等が職務上知り得た情報について、濫りに漏洩してはならない。

（情報の開示）

第6条 理事長が財務情報等の公開情報を第三者に公開する場合は、取り扱いに注意し、目的に応じ必要な限度で適切な方法により開示し、内容については正確を期さなければならない。

（政治活動等）

第7条 理事等は、本法人内外を問わず本法人の理事等の地位、職責に悖る不適切な宗教活動及び政治活動並びに政治献金をしてはならない。

（兼業の禁止）

第8条 理事等は、その在職中本法人との競合関係にある他の法人等の職務または業務に従事してはならない。ただし、理事長に兼業許可を願い出て受理された場合はこの限りではない。

（保証の許可）

第9条 理事等は、他の法人等の債務につき保証人となるときは、理事長の許可を得なければならない。

（寄附金募集活動）

第10条 理事等は、本法人設立の諸学校の教育活動及び研究活動並びに診療活動を財政面で支援するため、自ら募金活動に積極的に協力しなければならない。

（改 廃）

第11条 この規程の改廃は、担当理事運営会議の審議を経て、理事長の承認をもって行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

大阪医科大学大講座主任教授規程

（目 的）

第1条 この規程は、大阪医科大学（以下「本学」という。）における大講座制の円滑な施行により、教育活動と研究活動の充実に資するため、大講座主任教授の職責・権限等を定めることを目的とする。

（大講座主任教授の選任及び任期）

第2条 大講座主任教授は、各大講座を構成する全ての教室教授による互選により選出し、学長が承認し、理事長が委嘱する。

2 大講座主任教授の任期は2年とし、再任は妨げないが、3期以上継続して就任することはできない。

（教育活動における大講座主任教授の職責と権限）

第3条 大講座主任教授は、教育センターから各大講座に依頼のあった教育に関する事項のうち、大講座を構成する各教室における教育並びにその計画立案（シラバス作成やPBL等）及び実施にあたって

規程関係

は、各教室教授との間で協議検討を行わなければならない。

（研究活動における大講座主任教授の職責と権限）

第4条 大講座主任教授は、各大講座を構成する全ての教室に所属する全ての教員の研究活動について、その業績を調査し把握する権限を有し、その業績の管理に責任を負う。

（教員人事における大講座主任教授の職責と権限）

第5条 大講座主任教授は、各大講座を構成する全ての教室における医学部教員の人事について、その計画立案及び執行に責任を負う。

2 大講座主任教授は、所管する教室における人事計画及び人事案件について、教室教授と協議しなければならない。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、大講座主任教授会が発議し、教授会の議を経て、理事長の承認をもって行う。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

大阪医科大学研究教授規程

（目 的）

第1条 この規程は、大阪医科大学（以下「本学」という。）医学部、大学院および大学中央部門における教育・研究活動並びに多部門にわたるプロジェクト研究の発展と充実を期するため、研究教授を置くことを目的とする。

（研究教授の設置）

第2条 研究教授の設置の対象となる所属は、教室あるいは大学中央部門であって、かつ、研究教授を置くことにより前条に定める目的が達成することの出来る教室又は部門とする。ただし、研究教授を置くことについては、教室においてはその教室の属する大講座主任教授が、大学中央部門においては学長が、研究教授の選考手続の開始について教授会に上申し、教授会の議を経て、理事長の承認を得なければならない。

2 研究教授は、助教授職の定員から助教授と教育教授の現員の和を除いた数を超えて置くことは出来ない。

3 研究教授が、他部門にわたるプロジェクト研究を総括することを主な任務とするときは、原則としてその所属を大学中央部門とする。ただし、これまで教室に在籍していた教員が、他部門にわたるプロジェクト研究を総括する研究教授に就任し、大学中央部門に所属を変更する場合は、従前の所属の定員1名をその任期が継続する期間において減員し、所属変更先の大学中央部門に充当するものとする。

（研究教授の選考手続）

第3条 研究教授の選考手続は、大阪医科大学教授選考規程第5条から第25条の規定を準用する。

2 前項に定める選考手続を経て選出された研究教授の任命は、理事長が行う。

(研究教授の任期・再任の可否)

- 第4条** 研究教授の任期は、プロジェクト研究に設置する場合には、プロジェクトの期間に応じて最長5年を限度として定め、その余の場合においては、原則として5年とする。
- 2 研究教授はその再任を妨げない。ただし、再任の可否の決定は、当該研究教授の任期中の教員評価制度における評価に基づいて審査を行うものとする。
 - 3 前項の教員評価制度及び再任にかかる審査の実施にあたっては、その方法・項目等必要な事項を別に定める。
 - 4 本学と期間の定めのない雇用関係にあった者が、研究教授に就任した場合において、再任を行わないことが確定した時に、本人からの申出があれば、原則として、再度任期満了日の翌日を始期とする期間の定めのない雇用契約を締結し、研究教授就任前の職位に復するものとする。

(研究教授の職責・権限)

- 第5条** 研究教授は、当該所属での本学医学部・本学大学院における研究活動を総括するものとし、教育活動については、大講座主任教授または大学中央部門の長との間で協議検討のうえ実施しなければならない。
- 2 研究教授は、教授職が置かれておらず、教育教授職が置かれている所属にあつては、当該所属での本学医学部・本学大学院における研究活動を総括するとともに、教育活動については、教育教授職を補佐しなければならない。
 - 3 多部門にわたるプロジェクト研究に置かれた研究教授は、そのプロジェクトを総括し、推進しなければならない。
 - 4 第1項ないし前項において、研究教授は、大講座にあつては大講座主任教授、大学中央部門にあつては各部門の長に、適宜、その職務遂行の状況について報告し、指示を仰がなければならない。
 - 5 研究教授は、教授会において、人事に関する投票権以外の権限を有する。

(名称)

- 第6条** 研究教授は、教授と称することができる。

(給与等)

- 第7条** 研究教授の給与等については、別に定める。

(規程の改廃)

- 第8条** この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事長の承認をもって行う。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

学校法人大阪医科大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程

(目的)

- 第1条** この規程は、学校法人大阪医科大学に在籍する学生（以下「学生等」という。）及び教職員並びにその他の構成員（以下「職員等」という。）が、教育・研究・診療機関としての社会的使命を果たすためにお互いに人格を認め合い、個人として尊重される環境を保持し、セクシュアル・ハラスメ

規程関係

ント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメント（以下「セクシュアル・ハラスメント等」という。）を防止するために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下に定めるところによる。

セクシュアル・ハラスメントとは、職員等又は学生等が他の職員等又は学生等を不快にさせる性的な言動をいう。

アカデミック・ハラスメントとは、職員等が他の職員等又は学生等に、教育・研究の場における地位又は権力を利用した嫌がらせをする行為をいう。

その他のハラスメントとは、職員等又は学生等が他の職員等又は学生等に飲酒の強要、喫煙にまつわる不法行為、誹謗、中傷、風評の流布などにより人権を侵害したり不快にさせる行為をいう。

（セクシュアル・ハラスメント等防止委員会）

第3条 第1条の目的を達成するため、セクシュアル・ハラスメント等防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

（防止委員会の組織）

第4条 防止委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

（防止委員会）

第5条 防止委員会は、次の事項を取扱う。

セクシュアル・ハラスメント等が発生するような環境、慣習を改善する。

セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する研修・啓発活動を行う。

相談窓口によせられた苦情相談のうち事実調査が必要と認めた場合は、事実関係の調査を行う。

セクシュアル・ハラスメント等の加害者に対して懲戒処分等の必要な措置を講ずるよう理事長に要請する。

（調査委員会）

第6条 防止委員長は、相談員の勧告に基づいて、必要と認めた場合は、事実関係を調査するための調査委員会を設置する。

2 調査委員会に関する事項は別に定める。

（相談窓口）

第7条 相談窓口は、本学に在籍する学生等並びに職員等からの苦情相談に対応する。

2 相談窓口に関しては、別に定める。

（不利益取扱の禁止）

第8条 セクシュアル・ハラスメント等に対する苦情の申し出、苦情等に関わる調査への協力に起因して、学生等が修学・研究または職員等が就労及び研究する上で、不利益な取り扱いを受けることがないようしなければならない。

（プライバシーの保護）

第9条 防止委員会及び調査委員会の委員並びに相談窓口の他、当該問題に関して職務上の情報を知り

- 得た者は、関係者のプライバシーの保護を最優先に、その内容について守秘義務を負うものとする。
- 2 セクシュアル・ハラスメント等の対応にあたっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

（セクシュアル・ハラスメント等の行為に対する措置等）

第10条 セクシュアル・ハラスメント等の事実があり、学生等に関しては学則に基づく懲戒処分、職員等については服務規程に基づく懲戒処分並びに就業環境の改善を行うことが必要であると防止委員会が認めた場合は、理事長は遅滞なく必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第11条 この規程の改廃は、理事長の承認をもって行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

セクシュアル・ハラスメント等防止委員会規程

（目 的）

第1条 この規程は、学校法人大阪医科大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程第4条の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメント等防止委員会（以下「防止委員会」という。）の組織及び運営等に関して必要な事項を定める。

（組 織）

第2条 防止委員会は総務担当理事が委員長となり、構成は次のとおりとする。

総務担当理事

学長が指名する学生部委員 若干名

理事長が指名する管理職者 若干名

その他、理事長が指名する者（学外有識者を含む） 若干名

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた時は直ちに委員を補充しなければならない。補充委員の任期は前委員の残存任期までとする。

（委員長及び委員の公表）

第3条 防止委員会の委員長及び委員の氏名、連絡先は学内に公表する。

（運 営）

第4条 委員長は防止委員会を招集し、その議長となる。

- 2 防止委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 防止委員会は、学校法人大阪医科大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程第5条に掲げる事項及び人権啓発に関する事項について審議する。
- 4 防止委員会は、必要に応じて、関係当事者及び事案の調査に必要と認められる者に対して出席を求め、事情を聴取することができる。

規程関係

(事務)

第5条 防止委員会の事務は、総務部人事課が行う。

(その他)

第6条 この規程の改廃は、理事長の承認をもって行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

セクシュアル・ハラスメント等防止・対策に関するガイドライン

第1 ガイドライン制定の目的

このガイドラインは、本学を構成する者が個人として尊重され、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメント（以下「セクシュアル・ハラスメント等」という。）を受けることなく、快適な環境において修学、教育・研究・診療、就労ができる環境づくりのために制定されました。

第2 セクシュアル・ハラスメント等に対する本学の基本的態度

セクシュアル・ハラスメント等は、人としての品位と尊厳を著しく損なう人権侵害行為であるとともに、修学、教育・研究・診療、就労上の環境を著しく悪化させる行為でもあります。本学はこのような卑劣な行為を決して容認しません。

本学は、セクシュアル・ハラスメント等に対して、その防止に全力を注ぐと同時に、発生したセクシュアル・ハラスメント等に対しては被害者本位の救済につとめ、加害者に対しては、その行為に対する深い反省を求めるために、懲戒処分等を含め厳正に対処します。

第3 本学構成員の責任と義務

本学の学生等、職員等を管理・監督する立場にある者は、セクシュアル・ハラスメント等のない良好な環境を確保するために、日常的な活動の中で職員等や学生等に指導・助言等を行わなければなりません。セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に処理する責任を負います。

また、本学のすべての構成員は、個人としての人格を尊重するとともに、人としての尊厳を傷つけることになるセクシュアル・ハラスメント等を起こさないこと、また、その防止に努める義務を負います。

第4 ガイドラインの対象者

このガイドラインは、本学の構成員である学生等、職員等のすべてを対象とします。

(対象者)

学生等：学部学生、大学院生、看護専門学校学生、及びその他（研修生、研究生、科目等履修生、聴講生、実習生、見学生等本学において教育を受け、または研究・診療等を行う者）

職員等：教員（専任、任期付、非常勤、客員、嘱託）、副手、専攻医、臨床研修専任指導医、研修医、ポスト・ドクター、レジデント、任期付医師、非常勤医師など本学において教育・研究・診療等の業務に携っている者

職員〔事務職員、技術職員、看護職員、労務職員、その他の職員（契約職員、短時間雇用

職員、委託職員、派遣職員、アルバイト、研究補助員など本学において教育・研究・診療等の業務に携っている者)]

また、名称のいかんを問わず、本学の教育や研究・診療等について継続的関係を持っている者と認められる者についても、本ガイドラインは適用ないし準用されます。そして、およそ被害者または加害者が本法人の学生等、職員等であれば対象となり、また、敷地の内外を問わず、また勤務時間内・外など、それが起こった場所・時間帯を問わず、実質的に本学の就学就労環境に重大な支障を与えると認められるセクシュアル・ハラスメント等については、本ガイドラインが広く適用ないし準用されることとなります。

ただし、加害者とされる者が本学の出入り業者や委託社員、他学職員等・学生等であって、本学の直接の指揮下でない者については、その者が所属する機関に対して、本ガイドラインの趣旨、目的、概念を説明し、予防、再発防止、行為者の処分等を行うよう強く求めるものとします。

第5 セクシュアル・ハラスメント等を受けた場合

学生等及び教職員等が、セクシュアル・ハラスメント等を受けた場合、被害を深刻にしないためにも次の事項について認識することが大切となります。

1. 一人で我慢したり、無視したり、受け流しているだけでは必ずしも状況は改善されないため、勇気をもって行動し、はっきりと自分の意思を相手に伝えること。
2. まず、身近で信頼できる人に相談する。そこで解決することが困難な場合には、学内相談窓口申し出るなどの方法を考えること。
3. セクシュアル・ハラスメント等を受けた日時、内容等について出来るだけ詳しく記録しておく、また、可能であれば第三者の証言を得ておくことが望ましい。
4. 自分の周りで被害にあっている場面を見かけたら、注意をうながすか、相談窓口等に助力を求めること。

第6 セクシュアル・ハラスメントを防止するために

本学は、セクシュアル・ハラスメント等の防止・対策および被害者救済のためにセクシュアル・ハラスメント等防止委員会を設置し、次のような業務を行います。

1. 相談員の勧告に基づいて、事実関係を調査するための調査委員会を設置し、調査委員会からの報告を受けること。
2. 相談窓口から出された緊急保護措置に追加事項があると判断した場合、組織に追加要求を行うこと。
3. 調査委員会の報告を受け、被害者救済と加害者・関係者の処分も含めた必要な措置を理事長に具申すること。
4. セクシュアル・ハラスメント等が起こった場合の経過対応を説明する公表文書を作成すること。
5. セクシュアル・ハラスメント等防止のための啓発活動。

第7 相談窓口のはたらき

セクシュアル・ハラスメント等に関する相談窓口を設け、セクシュアル・ハラスメント等の苦情相談に対応します。セクシュアル・ハラスメント等にあつたときは、自分一人の力で解決するのは非常に困難な場合があります。そのことは決してセクシュアル・ハラスメント等を受けた側の責任ではありません。被害を受けたとされる者の意思を尊重し、その救済にあたる窓口ですので、一人で悩まず安心して利用して下さい。

規程関係

本学の「セクシュアル・ハラスメント等に関する相談窓口設置指針」に基づき、相談窓口は、来談者が気軽に立ち寄れる場所で、入りやすい雰囲気であるようにしてあり、プライバシーにも十分配慮した上で、適切な場所に適切な設備を備えた相談窓口として設置してあります。

相談員は、時間をかけてゆっくりと受容的に話を聞くことができる暖かな人格の持ち主であり、個々の問題に対して的確・具体的かつ効果的なアドバイスをするためのそれなりの知識と判断力を持ち、また定期的に研修を受けた人物を配置しておりますので、安心して利用して下さい。

第8 指導・助言

セクシュアル・ハラスメント等防止委員会は、相談員の報告によりセクシュアル・ハラスメント等と認定した事案に対し、被害者の要求を考慮して次のような対応を行います。

1. セクシュアル・ハラスメント等防止委員会は、被害者の要請があり、かつ、加害者の同意がある場合、話し合いで解決できるよう当事者に指導・助言します。
2. セクシュアル・ハラスメント等の被害者が不快だという意思表示が十分でない場合などは、加害者に対してその意思を明確に伝えられるよう援助、助言します。
3. セクシュアル・ハラスメント等の加害者を監督する立場の者に対して、セクシュアル・ハラスメント等防止委員会名で加害者に助言・指導するよう要請します。この場合、併せて被害者の保護を含め当事者の人権、プライバシーに十分配慮するよう求めます。
4. セクシュアル・ハラスメント等防止委員会名で直接、セクシュアル・ハラスメント等の加害者に対して注意をします。

第9 懲戒を含む措置

セクシュアル・ハラスメント等防止委員会は、当該事案をセクシュアル・ハラスメント等と認定し、かつ、懲戒を含む措置が必要と判断した場合は、理事長にその実施を求める勧告を行うとともに被害者の救済等次のような措置を講じます。

1. 悪質な場合の懲戒処分を含め、加害行為の程度に応じた必要な措置
2. 被害者に対する心理的ケアを含む可能な限りの救済と援助
3. 再発防止のため「人事異動」「指導教員の交代」「職場等の環境改善命令」等の措置
4. 大学としての対応を被害者に知らせるとともに、当事者のプライバシーに十分配慮した形で、経過を公表します。

第10 関係者のプライバシーと名誉の保護

セクシュアル・ハラスメント等の苦情相談、必要な改善・救済措置等に関係した者は、苦情相談等で知り得た秘密を洩らしたり、プライバシーや名誉を害する行為をしてはなりません。

なお、セクシュアル・ハラスメント等の相談及び調査における聴取において、虚偽の申し立てや証言をした者は処分の対象となります。

第11 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、必要に応じ適切な見直し及び改訂を行います。

第12 ガイドラインの施行時期

このガイドラインは、平成17年11月15日から施行する。

ガイドラインについては、判りやすいものを作成し、配布する予定です。

大阪医科大学広報・入試プロジェクト委員会規程

(設置及び目的)

第1条 大阪医科大学の将来の発展のために、大学広報を充実し有能な学生を確保する目的で、理事会の諮問機関として広報・入試プロジェクト委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

(構成及び任期)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

理事長から指名された担当理事 若干名

学長

教育機構長

入試実務委員長

学長が推薦する教授 若干名

教学部職員 若干名

2 本委員会に顧問を置き、理事長を充てる。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じたときは理事長もしくは学長が任命し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 本委員会の委員長は、理事長が任命する。

2 委員長の任期は2年とする。

3 委員長は会議を招集し、議長となる。

(委員会の開催)

第4条 本委員会は原則として月1回開催する。

2 本委員会は、委員総数の3分の2以上の出席により議事を開き、採決を必要とするときは、出席した委員の過半数で議決するものとする。

(審議事項)

第5条 本委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するとともに理事長からの諮問に答えるものとする。

大学広報の基本方針に関する事項

入学予定者選抜の基本方針に関する事項

その他広報・入試に必要とする事項

(実務)

第6条 本委員会の実務のうち、広報に関わるものは受験者募集プロジェクトチームが、入学予定者選抜に関わるものは入試実務委員会が行う。

(事務)

第7条 本委員会の事務は、教学部広報・入試課が行う。

規程関係

(報告)

第8条 委員長は、本委員会の審議決定内容のうち重要な事項については理事会に報告する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本委員会で審議し、理事会の承認をもって定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、担当理事運営会議の審議を経て、理事長の承認をもって行うものとする。

附則

この規程は、平成18年1月12日から施行する。

大阪医科大学受験者募集プロジェクトチーム規程

(目的)

第1条 受験者募集プロジェクトチーム（以下「本チーム」という。）は大阪医科大学広報・入試プロジェクト委員会の実務のうち、広報に関わるものについて行う。

(構成及び任期)

第2条 本チームは、次の委員で構成する。

広報・入試プロジェクト委員会委員長が推薦した教員

教学部広報・入試課職員

広報・入試プロジェクト委員会委員長が推薦した学部学生

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員が生じた時は広報・入試プロジェクト委員会委員長が推薦し、その任期は前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 本チームは、次の各号に掲げる事項を企画及び立案する。

オープンキャンパスおよび入試説明会開催に関する事項

高等学校訪問に関する事項

その他受験者募集に関する事項

(委員の招集)

第4条 広報・入試プロジェクト委員長は、本チームを招集し、その議長となる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、担当理事運営会議の審議を経て、理事長の承認をもって行うものとする。

附則

この規程は、平成18年1月12日から施行する。

大阪医科大学科学研究費補助金取扱規程

(趣 旨)

第1条 大阪医科大学（以下「**本学**」という。）における科学研究費補助金（以下「**科研費**」という。）の取り扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号）及び文部科学省・日本学術振興会研究者・機関使用ルールその他法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(応募資格)

第2条 科研費の応募資格を有する者は、本学の研究活動を行うことを職務に含む者として、本学に所属している者とする。

2 前項に定める者は、次の各号の一に該当する者とする。

本学に所属する名誉教授、教授、研究教授、教育教授、助教授、診療助教授、講師、学内講師及び助手

本学に所属する非常勤講師で研究活動が可能である者

本学に所属する非常勤医師で学位を取得している者

その他、前項の要件を満たし、学長が応募資格を有すると判断した者

(情報の取り扱い)

第3条 本学は、交付内定及び交付決定課題の情報のうち、次の各号に掲げる条件で一般にウェブ公開する。

研究種目、研究分担金の有無、研究者名、職名、交付予定額、交付決定額、研究期間、研究課題名及び研究課題番号等、交付内定通知書及び交付決定通知書に記載の事項を対象とする。

年齢、研究概要、研究方法については公開の対象としない。

(事 務)

第4条 本学は、学内で研究者が科研費の交付を受ける補助金について、次の各号に掲げる事務を行う。研究者に代わり、補助金（直接経費）の管理をすること。

研究者に代わり、補助金（直接経費または間接経費）に係る諸手続きを行うこと。

研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「**設備等**」という。）について、当該研究者からの寄附を受け入れるとともに、当該研究者が、他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること。

研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することになる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること。

(利息の取り扱い)

第5条 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子を本学へ譲渡する。

(補助金の使用開始)

第6条 研究代表者は、前年度に継続が内約されている研究課題については4月1日以降、新たに採

規程関係

択された研究課題については内定通知受領後であれば、補助金の交付前であっても研究を実施することができる。

- 2 補助金の交付前に研究を実施する場合は、経費の支払が相当遅延することを内諾できる業者からの購入、又は研究代表者が経費を立て替える場合のみに限る。
- 3 前項の規定により研究代表者が立て替えた場合は、補助金交付後に清算する。ただし、補助金が交付されなかった場合は、研究代表者が立て替えた経費は清算しない。

（補助金の支出方法）

第7条 研究代表者は要件を満たした書類を本学に提出することで経費の支出を行う。

（取り扱い要領の設定）

第8条 運用上必要な事項は、大阪医科大学科学研究費補助金取扱要領に定める。

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事長の承認をもって行うものとする。

附 則

この規程は、平成18年1月20日から施行する。

大阪医科大学科学研究費補助金取扱要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、大阪医科大学科学研究費補助金取扱規程の運用について定める。

（科学研究費補助金の事務）

第2条 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会に対する補助金に係る主な事務は、総務部研究協力課が行う。

（補助金の支出方法）

第3条 補助金を支出する場合は、別表1～別表4に定める必要書類を総務部研究協力課へ提出すること。なお、業者への支出は、やむを得ない事情がある場合を除いて振込とする。

（旅 費）

第4条 「学校法人大阪医科大学旅費支給規程」の科学研究費補助金等競争的資金使用による旅費特例にしたがって支給する。

- 2 国家公務員等の旅費規程は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月30日法律第114号）を指す。
- 3 国家公務員等の旅費規程の別表第2 外国旅行の旅費（第35条 - 第37条、第39条、第40条、第41条関係）の1日当、宿泊料及び食卓料の区分と本学職名の対応を別表2 - 2に定める。
- 4 海外からの招聘旅費は国外旅費の扱いを準用する。

運賃は実費とする。

招聘者の職名に関わらず本学教授職の丙地方の日当と宿泊料を合計したものを1日あたりの上

限単価とする。

(合算使用の制限)

第5条 文部科学省・日本学術振興会の研究者・機関使用ルールにより、合算使用の制限として直接経費の未使用額が1万円未満となった場合において、これに他の経費を加えて補助事業のために使用する場合は合算使用が認められているが、本学では他研究費と連携しておらず、原則として、この場合の合算使用を認めない。

(補足記録書類)

第6条 関係書類の整理保管として補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておくこととされており、その間の弁明を確保するために総務部研究協力課は研究代表者に報告書及び理由書等の補足記録書類を求めることがある。補足記録書類を求められた場合は速やかに提出しなければならない。

(経理情報)

第7条 総務部研究協力課は研究代表者の該当課題の経理について管理し、研究代表者へ収支の情報を提供する。

(支援者の雇用)

第8条 研究支援者を雇用する場合は、科学研究費補助金研究支援者就業内規にしたがうこととする。

(改 廃)

第9条 この要領の改廃は、総務部長の承認をもって行うものとする。

附 則

この規程は、平成18年1月20日から施行する。

別表 1

【物品費】

区分	区分要件	必要書類						
		見積書	比較見積書	納品書	請求書	注文請書	契約書	カタログ
消耗品	税込み5万円未満の物品。または金額に関係なく動物や試薬などの資材など明らかに消耗品であるもの(*1)							
用品	税込み5万円以上20万円未満		1社					
備品(設備)	図書(*2)							
	税込み20万円以上100万円未満(*3)		2社					
	税込み100万円以上(*3)		3社					

(*1) 一般に消耗品と知られていない物品については耐久時間など消耗品であることが判明できる書類を添える必要があります。

(*2) 金額を問わない。

(*3) 金額が合致する物

規程関係

別表2

【旅費】

区分	必要書類	
国内旅費	学会	学会出張願（備考欄に科研費から支出と記入すること） プログラムやパンフレット等
	その他	出張願（備考欄に科研費から支出と記入すること）
外国旅費	出張願（備考欄に科研費から支出と記入すること） 旅程表 航空費の請求書、領収書およびチケットの半券 宿泊費の領収書 プログラムやパンフレット等	

別表2 - 2

【日当、宿泊料及び食卓料表の本学職名対応表】

本学職名	国家公務員旅費規程 日当、宿泊料及び食卓料の表中区分
学長	指定職の職務にある者
教授、助教授	9級以上の職務にある者
講師、助手 非常勤講師・医師	8級以下4級以上の職務にある者
その他（大学院生）	3級以下の職務にある者

備考）食卓料は日当に含めた標記で支給する。

別表3

【謝金】

区分	必要書類
謝金	謝金支出伺 出勤簿 履歴書

別表4

【その他】

区分	必要書類
委託	税込み100万円以上の場合のみ委託契約書
修理	納品書または修理が完了したことが確認できるもの

規程改正

規程が次のとおり改正されました。

大阪医科大学学則（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(入学資格)</p> <p>第12条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>高等学校（<u>中等教育学校の後期課程を含む</u>）を卒業した者</p> <p>通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で<u>文部科学大臣</u>の指定した者</p> <p><u>文部科学大臣</u>が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p><u>文部科学大臣</u>の指定した者</p> <p>大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により<u>文部科学大臣</u>の行う大学入学資格検定に合格した者又は<u>高等学校卒業程度認定試験に合格した者</u></p> <p><u>本学の個別の入学資格審査により</u>、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、18歳に達した者</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第12条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>高等学校を卒業した者</p> <p>通常の課程による12年の学校教育を修了した者（<u>通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。</u>）</p> <p>外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で<u>文部大臣</u>の指定した者</p> <p><u>文部大臣</u>が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p><u>文部大臣</u>の指定した者</p> <p>大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により<u>文部大臣</u>の行う大学入学資格検定に合格した者</p> <p><u>相当の年齢に達し</u>、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると<u>本学が認めた者</u></p>
<p>(入学志願手続)</p> <p>第13条 入学志願者は、所定の入学願書及び別に指定する書類に、入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。</p>	<p>(入学志願手続)</p> <p>第13条 入学志願者は、所定の入学願書及び別に指定する書類に、入学検定料<u>5万円</u>を添えて学長に願い出なければならない。</p>
<p>(改 廃)</p> <p>第55条 この学則の改廃は、<u>教授会の議を経て、理事会の承認をもって行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成17年12月13日から施行する。</u></p>	

規程関係

大阪医科大学大学院学則（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>第7条 医学研究科における専攻別主な授業科目は次のとおりとする。</p> <p>形態系 解剖学（ ） 病理学（ ） 微生物学</p> <p>機能系 生理学（ ） 生化学 薬理学 救命病態機能学 生体分子学</p> <p>社会医学系 衛生学・公衆衛生学 法医学</p> <p>内科系 内科学（ ）（ ） 神経精神医学 小児科学 皮膚科学 放射線医学 病態検査学</p> <p>外科系 外科学（一般・消化器外科学 胸部外科学 脳神経外科学） 整形外科学 眼科学 耳鼻咽喉科学 産婦人科学 麻酔科学 泌尿器科学 口腔外科学 形成外科学</p>	<p>第7条 医学研究科における専攻別主な授業科目は次のとおりとする。</p> <p>形態系 解剖学（ ） 病理学（ ） 微生物学</p> <p>機能系 生理学（ ） 医化学 薬理学 救命病態機能学</p> <p>社会医学系 衛生学・公衆衛生学 法医学</p> <p>内科系 内科学（ ）（ ） 神経精神医学 小児科学 皮膚科学 放射線医学 病態検査学</p> <p>外科系 外科学（一般・消化器外科学 胸部外科学 脳神経外科学） 整形外科学 眼科学 耳鼻咽喉科学 産婦人科学 麻酔科学 泌尿器科学 口腔外科学 形成外科学</p>
<p>第8条 授業科目の履修方法は次のとおりとする。</p> <p>学生は4年以上在学して専攻授業科目20単位以上、統合講義9単位、共同利用実験施設セミナー1単位合計30単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>___ その他履修方法の細目は別に定める細則による。</p>	<p>第8条 授業科目の履修方法は次のとおりとする。</p> <p>学生は4年以上在学して専攻授業科目20単位以上、選択授業科目10単位以上合計30単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p><u>___ 選択授業科目の履修については、予め担当教授の指導を受けなければならない。</u></p> <p>___ その他履修方法の細目は別に定める細則による。</p>
<p>附 則 <u>この改正は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学教授選考規程（変更部分を含み、全文掲載）

（総 則）

第1条 大阪医科大学教授選考は、この規程によって行われる。

第2条 大阪医科大学の教授は、本学の発展に真に寄与する人格と学識を有し、健康であって、教育、研究においてその責にたえ得る人でなければならない。

第3条 教授の欠員が生じた場合、または教育、研究を一層充実させる目的で教授の増員の必要が生じた場合は教授選考をできるだけ速やかに行い、教育、研究に支障なきを期さねばならない。

第4条 教授選考に際しては、本学の全学的意見を反映した選考方針に則って推進され、選考委員会における選考並びに教授会における投票は、公正かつ円滑に行われなければならない。

（選考の手続）

第5条 教授選考方針は選考委員会で立案ののち教授会において決定され、公表されるものとする。

第6条 候補者の公募は学長名をもって選考委員会がこれを行う。応募は自薦または他薦によるもので、他薦の場合は本人の同意書を必要とする。

第7条 候補者は、教育、研究の内容、及び履歴書を選考委員会に提出しなければならない。

第8条 選考委員会は選考方針に従って各候補者につき十分な調査と公正な審議を行い、原則として3名以上、5名以内を選考し、委員長は教授会に選考の経過を報告し、その資料を提出する。

第9条 教授会は選考委員会の委員長から報告を受けた候補者につき、2週間以後速やかに教授予定者を決定する。

第10条 教授予定者の決定とともに、学長は直ちに本人にその旨を通知し、同時に就任のためのすべての手続を完了する。

（選考委員会）

第11条 学長は選考委員の選出及び選考委員会の発足に関する指示を、教授の定年による退職の場合はその6か月前に、そのほか教授選考の必要がある場合はできるだけ速やかに各部会の代表者に与えるものとする。

第12条 選考委員会の構成は、教授5名 助教授2名 講師2名 助手2名とする。

第13条 教授会、助教授会、講師会、助手会はそれぞれの選考委員を第11条の学長の指示ののち選挙により原則として2週間以内に選出して学長がこれを任命する。

第14条 候補者並びに6か月以内に退職予定の教授はすべての選考委員になることはできない。

規程関係

第15条 選考委員長は選考委員会において委員の互選により決定され、その運営に当るものとする。

第16条 選考委員に欠員を生じた場合は直ちにその部会の次点者をもって補充を行う。

第17条 選考委員会は在籍委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第18条 選考委員会の議決には出席委員の過半数の賛成を要する。

第19条 選考委員会における審議は公開しないものとする。

第20条 選考委員会は教授会に提出した候補者の名簿および略歴を本学教員で希望する者に閲覧させることができる。

(教授会における教授予定者の決定)

第21条 教授予定者は以下の規定により医学専門課程の教授の投票により選出した者につき教授会の承認を得て決定する。

第22条 前条の選出には医学専門課程の教授総員の5分の4以上の投票を要し、投票総数の3分の2以上の票を得た者を当選者とする。海外出張中の者は投票総数から除かれる。なお、代理投票及び不在投票は認められない。

2 投票の方法は単記無記名とする。

第23条 前条の投票により投票総数の3分の2以上の票を得た候補者がいないときは、次の各号の規定により当選者を選出する。

候補者が2名以内の場合は第22条による投票で過半数の票を得た候補者

候補者が3名以上の場合は

- a 第1位と第2位の候補者につき直ちに第2回目の投票を行い、その結果過半数の票を得た候補者
- b 第1位の候補者が複数の場合は、それら候補者のみにつき直ちに第2回目の投票を行い、その結果過半数の票を得た候補者。ただし、過半数の票を得た候補者がいない場合は上位2名の候補者につき引続き第3回目の投票を行い、その結果過半数の票を得た候補者
- c 第2位の候補者が複数の場合は、それら候補者につき直ちに第2回目の投票を行い、その投票において過半数の票を得た候補者と第1位の候補者の間で引続き第3回目の投票を行い過半数の票を得た候補者。ただし、過半数の票を得た候補者がいない場合は、上位2名につき投票を行い、その結果過半数の票を得た候補者と第1位の候補者との間で第3回目の投票を行い、その結果過半数の票を得た候補者

第24条 前条の手続きを経たにもかかわらず、上位の候補者が同数の票を得たため当選者の決定ができない場合、その決定の方法は議長の裁決による。

第25条 以上の手続きを経ても教授予定者が決定しない場合及び教授予定者の教授就任がやむを得ざる理由により不可能になったときは、改めて公募を行いこの規程にしたがって選考する。

(改 廃)

第26条 この規程の改廃は、本学学長または教員によって提案され、教授会の議を経て、理事会の承認をもって行うものとする。

附 則

- 1 第12条、第13条および第21条～第24条の規程は医学専門課程の教授選考にのみ適用し、医学進学課程については別に定める。
- 2 この規程は、昭和47年7月1日より実施する。

附 則

この改正は、平成17年11月2日より施行する。

大阪医科大学附属病院長予定者選考規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(選考の事由)</p> <p>第2条 病院長の選考は次の事由があるときに行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">病院長の任期が満了するとき</p> <p style="padding-left: 2em;">病院長の申出により、理事会が辞任を承認したとき</p> <p style="padding-left: 2em;">その他病院長が欠けたとき</p> <p>2 病院長の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、再任時の任期は、任期満了の翌日から2年とし、<u>初任時より通算3期6年を超えることはできない。</u></p>	<p>(選考の事由)</p> <p>第2条 病院長の選考は次の事由があるときに行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">病院長の任期が満了するとき</p> <p style="padding-left: 2em;">病院長の申出により、理事会が辞任を承認したとき</p> <p style="padding-left: 2em;">その他病院長の欠けたとき</p> <p>2 病院長の任期は4年とし、再任をさまたげない。ただし、再任時の任期は、<u>初任の任期満了の翌日から2年とする。</u></p>
<p>(病院長予定者)</p> <p>第6条 病院長は、医師の資格を持ち、医科大学の病院長たるにふさわしい臨床及び学識経験と管理能力を有する者で、専らその職に就くものでなければならない。</p> <p>2 病院長候補者は、自薦または他薦により、本学の内外を問わず広くこれを求めるものとする。ただし、他薦の場合は、理事長、常務理事、本学専任の教授、<u>教育教授、助教授、診療助教授、講師、学内講師</u>が推薦できるものとし、本人の承諾を得なければならない。</p> <p>3 <u>病院長就任予定学年度に66歳に達する者は、病院長候補者になることはできない。</u>ただし、再任の場合はこの限りではない。</p>	<p>(病院長予定者)</p> <p>第6条 病院長は、医師の資格を持ち、医科大学の病院長たるにふさわしい臨床及び学識経験と管理能力を有する者で、専らその職に就くものでなければならない。</p> <p>2 病院長候補者は、自薦または他薦により、本学の内外を問わず広くこれを求めるものとする。ただし、他薦の場合は、理事長、常務理事、本学専任の教授、助教授、講師が推薦できるものとし、本人の承諾を得なければならない。</p> <p>3 <u>65才を越えて病院長候補者となることはできない。</u>ただし、再任の場合はこの限りではない。</p>

規程関係

新	旧
<p>(選挙)</p> <p>第8条 選挙の有権者は、本学専任教員(教授、<u>教育教授、助教授、診療助教授、講師、学内講師、助手、助手(任期付)、臨床研修専任指導医及び</u>附属病院専任職員の課長補佐(相当職を含む)以上の職員とする。</p>	<p>(選挙)</p> <p>第8条 選挙の有権者は、本学専任教員(教授、助教授、講師、助手)と附属病院専任職員の課長補佐(相当職を含む)以上の職員とする。</p>
<p>(選挙当選者)</p> <p>第9条 選挙においては、上位3名までを当選者とする。ただし得票数が有効投票数の10分の1未満の場合は当選者としない。</p> <p>2 得票同数により、当選者が3名を超えた場合には、得票同数のもの全員を当選者とする。</p> <p>3 <u>いずれの候補者も得票数が有効投票数の10分の1に満たない場合、第1項の規程にかかわらず、上位3名を当選者とする。</u></p>	<p>(選挙当選者)</p> <p>第9条 選挙においては、上位3名までを当選者とする。ただし得票数が有効投票数の10分の1未満の場合は当選者としない。</p> <p>2 得票同数により、当選者が3名を超えた場合には、得票同数のもの全員を当選者とする。</p> <p>(新設)</p>
<p>第10条 当選者の氏名は五十音順に列記して公示する。</p> <p>2 当選者は、<u>当選後特別の事情が生じたため、病院長の職務を遂行することが著しく困難と判断される</u>場合でなければ、病院長予定者の辞退をする事ができない。</p>	<p>第10条 当選者の氏名は五十音順に列記して公示する。</p> <p>2 当選者は、<u>推薦後特別の事情が生じたため、病院長の職務が著しく困難となった場合</u>でなければ、病院長予定者の辞退をする事ができない。</p>
<p>(補則)</p> <p>第12条の2 <u>第3条による病院長候補者の届出がない場合は、医師の資格を有する本学専任教授(ただし、第6条第3項に該当する者及び本法人の定年まで2年に満たない者は除く、以下本条において同じ。)から自薦または他薦により病院長候補者を求めることができる。ただし、他薦の場合推薦できる者は、理事長、常務理事、本学専任の教授、教育教授、助教授、診療助教授、講師、学内講師とし、本人の承諾を得なければならない。この場合第6条第1項後段の規定(専らその職に就く)の適用は猶予する。</u></p> <p>2 <u>前項により病院長候補者の届出がない場合は、医師の資格を有する本学専任教授全員を候補者と見なして選挙を行う。この場合第6条第1項後段の規定の適用については、前項と同様とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>3 <u>前2項による病院長の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、再任時の任期は、初任の任期満了の翌日から2年とし、初任時より通算2期4年を超えることはできない。</u></p> <p>4 <u>前第1項及び第2項の規定により選出された病院長は、その任期中に辞任して専任の病院長候補者として立候補することはできない。</u></p> <p>5 <u>専任病院長職と兼務病院長職の期間が混在する場合の任期は、通算3期6年を超えることができない。</u></p>	
<p>(復職)</p> <p><u>第12条の3 病院長職専任の者が任期満了その他正当な事由により病院長職を解かれた場合には、本学所定の定年年齢に達するまでは、本学の教授としての身分を保持することができる。その場合の所属は大学付とする。</u></p> <p>2 <u>学外からの病院長職専任者は病院長任期満了後は退職するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(欠員の補充)</p> <p><u>第13条 兼務で病院長に就任した場合、病院長在任期間に限って教室定員を病院長持ちまたは学長持ち定員から1名定員補充できるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(選挙の紛議)</p> <p><u>第14条 選挙の不成立その他選挙に関する紛議及び教授会における選出に関する紛議の生じた場合の措置は、教授会の議を経て理事長が決定する。</u></p>	<p>(選挙の紛議)</p> <p><u>第13条 選挙の不成立その他選挙に関する紛議及び教授会における選出に関する紛議の生じた場合の措置は、教授会の議を経て理事長が決定する。</u></p>
<p>(改廃)</p> <p><u>第15条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て理事長の承認をもって行う。</u></p>	<p>(改廃)</p> <p><u>第14条 本規程の改廃は、教授会の審議を経て理事会の承認をもって行う。</u></p>
<p>附則</p> <p>1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。</p> <p>2 <u>削除</u></p>	<p>附則</p> <p>1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。</p> <p>2 <u>所定の期間内に病院長候補者の届出がない場合は、第6条第1項の資格を有する本学専任教員全員を候補者と見なして選挙を行う。</u></p>

規程関係

新	旧
<p>3 「大阪医科大学附属病院長選挙規程」は本規程施行と同時に廃止する。</p>	<p><u>この場合第6条第1項後段の規程（専任制）の適用は猶予する。</u> <u>なお、専任でない場合の病院長の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、再任時の任期は、初任の任期満了の翌日から2年とする。</u></p> <p>3 「大阪医科大学附属病院長選挙規程」は本規程施行と同時に廃止する。</p>
<p>附 則 1 この改正は、平成17年11月15日から施行する。 2 平成15年12月1日施行の附則第2項は廃止する。</p>	

大阪医科大学附属病院長予定者選挙管理委員会規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>（選挙管理委員会の構成） 第3条 病院長予定者選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の委員は、教授（<u>教育教授含む</u>）、助教授（<u>診療助教授含む</u>）、講師（<u>学内講師含む</u>）、助手（<u>助手(任期付)含む</u>）からそれぞれ3名ずつ選出された12名ならびにその他の病院職員から3名、計15名の委員について、病院長又は病院長代行が<u>推薦し理事長</u>が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は新病院長の就任の日までとする。</p>	<p>（選挙管理委員会の構成） 第3条 病院長予定者選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の委員は、教授、助教授、講師、助手からそれぞれ3名ずつ選出された12名ならびにその他の病院職員から3名、計15名の委員について、病院長又は病院長代行が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は新病院長の就任の日までとする。</p>
<p>（病院長候補者の届出） 第7条 病院長候補者（以下「候補者」という。）の届出は、前条の選挙期日の公示から2週間とする。</p> <p>2 候補者の届出は、前項に定める期間中に所定の用紙で選挙管理委員会に対して行う。ただし、候補者を推薦するときは、推薦者名を明記し、候補者本人の承諾を得て届出なければならない。</p> <p>3 期間中に候補者の届出がない場合は、<u>規程第12条の2第1項、第2項を順次適用する。</u></p> <p>4 選挙管理委員会の委員が候補者として届け</p>	<p>（病院長候補者の届出） 第7条 病院長候補者（以下「候補者」という。）の届出は、前条の選挙期日の公示から2週間とする。</p> <p>2 候補者の届出は、前項に定める期間中に所定の用紙で選挙管理委員会に対して行う。ただし、候補者を推薦するときは、推薦者名を明記し、候補者本人の承諾を得て届出なければならない。</p> <p>3 期間中に候補者の届出がない場合は、<u>規程附則2項を適用する。</u></p> <p>4 選挙管理委員会の委員が候補者として届け</p>

新	旧
<p>られたとき、もしくは候補者とみなされたときは、委員の地位を失うものとする。この場合その委員の属する職位から<u>速やかに委員を補充するものとするが、補充される委員が決まるまでは従前の委員がその職務を行う。</u></p>	<p>られたとき、もしくは候補者としてみなされたときは、委員の地位を失うものとする。この場合その委員の属する職位から委員を補充するものとする。</p>
<p>(有権者) 第9条 規程第8条第1項にいう有権者は、第6条に定める公示の日(以下「選挙公示日」という。)に本学に在籍し、かつ、引続き投票日に在籍している者とする。ただし、選挙公示日から投票日にかけて引続き海外出張中の者、<u>休職者及びこれに準じる者は、</u>有権者から除く。 2 前項の有権者の職位は選挙公示日の職位をもってその者の職位と見なす。</p>	<p>(有権者) 第9条 規程第8条第1項にいう有権者は、第6条に定める公示の日(以下「選挙公示日」という。)に本学に在籍し、かつ、引続き投票日に在籍している者とする。ただし、選挙公示日から投票日にかけて引続き海外出張中の者は有権者から除く。 2 前項の有権者の職位は<u>選挙の</u>公示日の職位をもってその者の職位と見なす。</p>
<p>(選挙の開票等) 第12条 選挙管理委員会は、選挙の投票終了後速やかに開票し、有権者数、投票数、有効投票数、<u>当選者名と</u>得票数などの選挙結果を直ちに公示するとともに、病院長または病院長代行及び学長に報告しなければならない。</p>	<p>(選挙の開票等) 第12条 選挙管理委員会は、選挙の投票終了後速やかに開票し、有権者数、投票数、有効投票数、<u>候補者名と</u>得票数、<u>当選者名</u>などの選挙結果を直ちに公示するとともに、病院長または病院長代行および学長に報告しなければならない。</p>
<p>(改 廃) 第14条 この規程の改廃は、<u>教授会の議を経て理事長の承認をもって行うものとする。</u></p>	<p>(改 正) 第14条 本規程の改正は、<u>大阪医科大学附属病院長予定者選考規程第14条に準じて行う。</u></p>
<p>附 則 <u>この改正は、平成17年11月15日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学附属病院感染対策委員会規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(構 成) 第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。 病院長 <u>副院長（安全・感染担当）</u></p>	<p>(構 成) 第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。 病院長 <u>診療科(中央施設等を含む)選出委員(感染症に関し相当の経験をする医師)各1名</u></p>

規程関係

新	旧
看護部長 薬剤部長 <u>中央検査部長</u> 事務部長 <u>感染対策室長</u> <u>感染に関する小委員会の委員長</u> <u>病院長の指名する委員</u>	看護部長 薬剤部長 事務部長 <u>感染対策室長あるいは専任職員</u> <u>病院長の指名する委員 若干名</u>
<u>(小委員会の設置)</u> <u>第8条 委員長は、専門小委員会を設置することができる。</u>	(新 設)
(雑 則) <u>第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</u>	(雑 則) <u>第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</u>
<u>(改 廃)</u> <u>第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て理事長の承認をもって行う。</u>	(新 設)
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成17年11月1日から施行する。</u>	

大阪医科大学附属病院感染対策室規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<u>(感染対策担当者の設置)</u> <u>第6条 院内感染における現場との連携を図り、速やかな情報の伝達と所属職員への周知徹底のために感染対策担当者を設置する。なお、役割などの活動については細則に定める。</u>	(新 設)
(改 廃) <u>第7条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て理事長の承認をもって行う。</u>	(改 廃) <u>第6条 この規程の改廃は、理事長の承認をもって行う。</u>
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成17年11月1日から施行する。</u>	

人 事

大講座名及び教室名の一部名称変更について

大講座名及び教室名の一部を名称変更することとなり、平成18年1月1日付をもって下表のとおり変更されました。

大講座名	Division of	教室名	Department of
<u>基盤医学 講座</u>	Basic Medicine 1	生物学教室	Biology
		<u>解剖学教室</u>	Anatomy and Cell Biology
		<u>生理学教室</u>	Physiology
<u>基盤医学 講座</u>	Basic Medicine 2	<u>物理学教室</u>	Physics
		化学教室	Physiological Chemistry
		<u>生化学教室</u>	Biochemistry
		(生化学領域)	
		薬理学教室	Pharmacology
総合診断・治療学講座	Comprehensive Diagnostics and Therapeutics	病理学 教室	Pathology ()
		病理学 教室	Pathology ()
		病態検査学教室	Clinical Pathology
		放射線医学教室	Radiology
		麻酔科学教室	Anesthesiology
		救急医療部教室	Emergency Medicine
内科学講座	Internal Medicine	内科学 教室	Internal Medicine ()
		内科学 教室	Internal Medicine ()
		内科学 教室	Internal Medicine ()
<u>応用医学講座</u>	Applied Medicine	小児科学教室	Pediatrics
		皮膚科学教室	Dermatology
		神経精神医学教室	Neuropsychiatry
		心理学教室	Psychology
外科学講座	Surgery 1	一般・消化器外科学教室	General and Gastroenterological Surgery
		胸部外科学教室	Thoracic and Cardiovascular Surgery
		脳神経外科学教室	Neurosurgery
		整形外科科学教室	Orthopedic Surgery
<u>応用外科学講座</u>	Surgery 2	産婦人科学教室	Obstetrics and Gynecology
		泌尿器科学教室	Urology
		眼科学教室	Ophthalmology
		耳鼻咽喉科学教室	Otolaryngology
		口腔外科学教室	Dentistry and Oral Surgery
		形成外科学教室	Plastic and Reconstructive Surgery
予防・社会医学講座	Preventive and Social Medicine	語学 (英語・独語) 教室	Foreign Language (English, German)
		哲学教室	Philosophy
		数学教室	Mathematics
		微生物学教室	Microbiology and Infection Control
		法医学教室	Legal Medicine
		<u>衛生学・公衆衛生学 教室</u>	Hygiene and Public Health () (Social and Environmental Health)
		<u>衛生学・公衆衛生学 教室</u>	Hygiene and Public Health () (Community and Occupational Health)

日本語表記のうち名称変更した部分をゴシック・下線で表記

受賞について

日本電気泳動学会児玉賞受賞 病態検査学・中西豊文助教授

病態検査学・中西豊文助教授が、平成17年11月、第44回日本電気泳動学会児玉賞を受賞されました。
表彰を受けた研究内容は以下の通りです。
『疾患関連蛋白同定のための電気泳動 / 質量分析法の確立と臨床医学への応用』



学術奨励金等について

武田記念臨床研究助成2005 [財団法人 武田科学振興財団]

研究課題名	所属名・職名・氏名	助成金額
悪性腫瘍征圧に向けての先端的治療法の開発 局所制御と遠隔転移の制御（臨床応用に向けた基礎研究から臨床研究まで）	学長・植木 實	3,500万円

平成17年度研究助成金 [財団法人 日本糖尿病財団]

研究課題名	所属名・職名・氏名	助成金額
糖尿病透析患者における難治性透析後起立性低血圧に対する新規治療法の開発 air-pressurized abdominal bandの有効性の検討	内科学・ 大学院生・山本 直宗	100万円

第15回平成17年度助成金（一般研究賞 KYO特別研究賞小児科分野）[公益信託 日本白血病研究基金]

研究課題名	所属名・職名・氏名	助成金額
培養白血病細胞におけるNSAIDsのアポトーシス誘導機構解析	小児科学・ 助手(任期付)・井上 彰子	100万円

学校法人大阪医科大学がA+の格付を維持

学校法人大阪医科大学は、株式会社格付投資情報センター（R & I）から昨年度A+の格付を取得しました。本年度も昨年11月にR & Iのアナリストによる格付更新のためのヒアリングを受けましたが、1月16日にその結果が公表されましたのでお知らせします。

今回も昨年度と同様A+の格付を維持継続することができました。A+の格付は、21段階ある格付の上から6番目で、同ランクの企業には、サントリー、東レ、住友化学、塩野義製薬、新日本製鐵、東京三菱銀行等の有名企業が並んでおります。

A+という評価の大きな理由は、学校法人の運営能力、学生を集める力、附属病院の地域における重要性を評価されたためです。

これらの評価を得ることが出来たのも、教職員、同窓、学生保護者等本法人関係者の努力の結果と考えております。

但し、昨年度さらには本年度も本法人の収支は大変厳しい状況にあるため、今後も一層の教育、研究、診療及び経営の充実を図り、格付の維持、向上を図るべく努力致します。



アナリストからヒアリングを受ける法人役員
(左から竹中病院長、國澤理事長、植木学長、佐野理事 平成17年11月28日 第2会議室にて)

新総合棟建設に係る寄付金の応募状況について

平成17年12月31日現在

区分	項目	寄 付 金	
		件数	総額（円）
一般企業		250	284,499,000
関連病院		34	29,860,000
学生保護者関係		21	6,699,100
仁泉会関係		349	59,090,000
白友会関係		35	2,358,000
本法人役員・評議員		49	33,370,000
教職員関係（教職員OB含む）		1,324	78,154,000
その他		11	3,286,487
	計	2,073	497,316,587

教職員と仁泉会会員または白友会会員と重なる方については、教職員にカウントしております。

寄付金申込者

平成17年10月1日から12月31日までの間の寄付金入金件数は98件、金額は34,972,647円です。

ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

尚、分割納付されている方については、初回のみ掲載させていただきます。件数については、1回の入金につき1件として数えているため、ご芳名掲載数と一致しないことがありますのでご了承ください。

（順不同・敬称略）

企業関係 27件 金額 23,530,000円

株式会社金原商店京都出張所 株式会社山武ビルシステムカンパニー大阪支店
 バイエルメディカル株式会社 デイド ベーリング株式会社 株式会社ホギメディカル
 株式会社紀伊国屋書店 株式会社メディコスモ
 オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス株式会社 株式会社西川 アルフレッサ株式会社
 京都熱学株式会社 ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社 株式会社ハーテック
 株式会社ヒューマンメディック 株式会社スズケン 株式会社関薬 株式会社木村製作所
 株式会社三笑堂 日本光電関西株式会社 フクダ電子近畿販売株式会社
 株式会社日経サービス ワタキューセイモア株式会社近畿支店 株式会社サンコンタクトレンズ
 コーベビー株式会社 株式会社大阪実業広告社 前川株式会社 富士レピオ株式会社

関連病院 1件 金額 100,000円

匿名1件

仁泉会関係 21件 金額 5,990,000円

中山 孝 市岡眼科 杉原 洋一 富中愛一郎 木村 純平 青山顕太郎
 古賀教一郎 西村 保 おもと会（学1期より学4期までの合同同窓会）
 医療法人公仁会 曾野 功 中島 将博 隠岐 和彦 四方 朋子 町塚 道夫
 大森 英夫 柘岡 進 吉中 英雄 天羽 薫 原 一郎

寄付金報告

本法人役員・評議員 2件 金額 4,000,000円

田中 忠彌 榎原 敬郎

教職員関係(教職員OB含む) 46件 金額 818,000円

松本 秀雄 出坂 秀雄 金田 恵孝

その他 1件 金額 534,647円

新旧学長歓送迎会事務局

看護専門学校新校舎建設に係る寄付金の応募状況について

平成17年12月31日現在

(上段: 件数
下段: 金額)

所属学校 寄付金合計表

	旧制看護婦学校	新制看護婦学校	准看護婦学校	産婆講習会	二年課程全日制	二年課程定時制	三年課程	助産婦学校	特別会員	保護者	非会員	顧問	企業等	寄付金額計	備考
寄付者数	13	16	20	0	155	57	133	3	11	64	51	2	6	531	
寄付金計	1,580,000	2,510,000	410,000	0	4,735,000	2,510,000	9,890,000	650,000	590,000	1,460,000	3,155,000	400,000	3,400,000	31,290,000	

複数の学校制度に所属していた場合は原則として白友会会員番号に登録している学校に計上

寄付金申込者

平成17年10月1日から12月31日までの間の寄付金入金件数は、4件、金額は1,380,000円です。

ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

(順不同・敬称略)

看護学校新校舎建設のための寄付金

田中 忠彌 三浦美代子 小林千恵子 倉吉 文子

「旧別館」保存事業・「歴史資料館」設置に係る寄付金の応募状況について

寄付金申込者

平成17年10月1日から12月31日までの間の寄付金入金件数は、12件、金額は2,010,000円です。

ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

尚、募集当初から平成17年12月31日までの間の寄付金入金件数は66件、金額は8,127,540円です。

(順不同・敬称略)

歴史資料館設置のための寄付金

学校法人玉手山学園 株式会社ミートモリタ屋 吉川酒販株式会社

株式会社さくらケーシーエス 天庄株式会社 株式会社コーガク 有限会社鍛冶青果店

株式会社日建設計大阪オフィス 株式会社リッツメディカル 田中 忠彌

新学生講義実習棟建設のための寄付金

寄付金申込者

平成17年10月1日から12月31日までの間の寄付金入金件数は、10件、金額は5,016,000円です。

ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

尚、募集当初から平成17年12月31日までの間の寄付金入金件数は23件、金額は131,666,000円です。

(順不同・敬称略)

新学生講義実習棟建設のための寄付金

株式会社東京技研 株式会社日建設計大阪オフィス 眞野 富也 竹内 栄一 高本 晋吾
國澤 隆雄 谷村 和治

ご芳名の掲載について

従来、ご寄付を頂いた方については、感謝の意を表するため、ご芳名を掲載させて頂いておりましたが、個人情報保護に関する法律の施行に伴い、掲載を希望されない方につきましては、掲載を割愛致しております。掲載をご希望されない方は大阪医科大学財務部財務課（直通：072-684-6235）までご一報ください。

寄付金募集についてのお願い

平成17年7月に、長年の懸案となっておりました新総合棟（病院7号館）が竣工致しました。現在、本病院の基幹施設として重要な役割を果たしつつあります。

なお、建物は完成しましたが、内部に収容する診療用の機械類等が不足しております。その資金の確保に全学を挙げて努力しておりますが、本学のおかれている現状では、学生の保護者、仁泉会会員（本学卒業生）、白友会会員（看護専門学校卒業生）、本学関係者はもとより各界、各位に、広くご支援を仰がなければならないのが実情であります。

つきましては、現下厳しい経済情勢の折、何卒本学の意をおくみとり頂き、格別のご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

募金に関する問い合わせ先：

大阪医科大学財務課

TEL 072-684-6344（直通）

入試広報活動報告

入試広報活動報告

～入試説明会・直前ゼミを終えて～

教育学部 宮原 環

昨年、12月24日に開催いたしました「入試説明会・直前ゼミ」についてご報告いたします。

当日は前夜よりかなりの冷え込みが予想され、参加者に影響が出るように思われましたが、受付開始1時間前から多数の受験生や保護者の方にお越しいただきました。

午後2時より臨床第一講堂にて入試説明会が始まりました。植木学長からのご挨拶に始まり、大槻学生部長による「本学の紹介」、続いて千原入試実務委員長から「平成18年度入試」について説明が行われました。



学長挨拶



新講義実習棟エントランスにて

受験生が入試直前ゼミを受講している間に、保護者の方を12月20日に竣工した「新講義実習棟」へのご案内し、「個別相談会」や、また学生スタッフの案内による「新講義実習棟」の見学にご参加いただきました。見学者の方からは「このような施設や設備で学ぶことが出来る学生さんは幸せでしょうね。」との言葉をいただきました。

入試直前ゼミ終了後には、受験生の方も「新講義実習棟」での「個別相談会」「実習棟見学」「学生スタッフとの交流会」に多数参加されました。

今までも学生スタッフの対応は好評いただいておりましたが、大阪医科大学の雰囲気がとても気に入られ、「大阪医科大学へ入学したい！」という嬉しい声を聞く事が出来ました。

入試説明会終了後、学生スタッフとともにささやかながらクリスマス・パーティーを兼ねた反省会を行ない、無事説明会を終了することができました。

今回は休日で、しかもクリスマス・イブという日にも関わらずご協力くださいました先生方や学生スタッフに深く感謝申し上げますと共に、今後とも受験者募集プロジェクトの広報活動にご協力いただきますよう、宜しくお願い致します。



入試説明会・直前ゼミ 受付



在学生との交流会

平成17年度 第 回 学位記授与

日 時： 平成17年12月1日（木） 午後2時～
 場 所： 総合研究棟 12階 第2会議室
 大学院医学研究科修了者(甲).. 5名
 論文提出者(乙)..... 9名



番 号	氏 名	論 文 題 名
甲第714号	岡野 浩和	Concomitant overexpression of cyclooxygenase-2 in HER-2-positive on smad4-reduced human gastric carcinomas is associated with a poor patient outcome (ヒト胃癌におけるHER-2発現陽性、Smad4発現減弱ならびにCOX-2の高発現は担癌患者の予後不良に関連する)
甲第715号	谷本 芳美	地域高齢者の健康づくりのための筋肉量の意義 (The implications of skeletal muscle mass for health promotion in community-dwelling elderly people)
甲第716号	布谷 佳久	Efficacy of rhBMP-2 during distraction osteogenesis (骨延長における骨誘導蛋白rhBMP-2の有効性)
甲第717号	堀本 佐智子	Synthetic Vascular Prosthesis Impregnated with Genetically Modified Bone Marrow Cells Produced Recombinant Proteins (遺伝子導入骨髄細胞で被覆した人工血管の組換えタンパク発現に関する実験的検討)
甲第718号	吉川 聡介	The effect of α -tocopherol administration on α -tocopherol levels and metabolism in humans (ヒトにおいて α -トコフェロール投与が α -トコフェロールの血中濃度および代謝に与える影響)

番 号	氏 名	論 文 題 名
乙第995号	玉山 卓己	Expression of GABA _A and GABA _B Receptors in Rat Growth Plate Chondrocytes: Activation of the GABA Receptors Promotes Proliferation of Mouse Chondrogenic ATDC5 cells (ラット成長軟骨細胞のGABA _A およびGABA _B 受容体の発現: GABA受容体刺激はマウス軟骨分化細胞の増殖を促進する)
乙第996号	菅井 寛	Simple and useful tests for discriminating between acute aortic dissection of the ascending aorta and acute myocardial infarction in the emergency setting (救急外来における急性上行大動脈解離と急性心筋梗塞の鑑別に有用な簡易検査)
乙第997号	村居 晴洋	Implication of Hepatitis B Virus genotypes in A Long-Term Clinical Outcome of Patients with Hepatitis B Virus-related Chronic Liver Disease (B型慢性肝炎患者におけるGenotype別にみた長期臨床像について)
乙第998号	佐々木 徳久	北摂地域における高齢者肺癌の受診実態とその解析 (Analysis of Elderly Patients Receiving Treatment for Lung Cancer in the Hokusetsu Region)
乙第999号	平岩 哲也	High diagnostic value of a radioiodine uptake test with and without iodine restriction in Graves' disease and silent thyroiditis (バセドウ病と無痛性甲状腺炎の鑑別における放射性ヨード摂取率検査の有用性と検査前ヨード制限の必要性の検討)
乙第1000号	木下 昌重	Differently regulated androgen receptor transcriptional complex in prostate cancer compared with normal prostate (前立腺癌組織ではアンドロゲン受容体転写複合体の調節は正常前立腺組織と異なる)
乙第1001号	村上 省吾	Repeated ambulatory monitoring reveals a Monday morning surge in blood pressure in a community-dwelling population (地域住民を対象とした携帯型血圧計モニターによる月曜日における血圧モーニングサージの証明)
乙第1002号	横手 耐治	Flow cytometric immunophenotyping of adult T-cell leukemia/lymphoma using CD3 gating (フローサイトメトリーを用いたCD3gating法による、成人T細胞性白血病細胞の表面抗原の解析)
乙第1003号	菅 敬治	Correlation between transcriptional expression of survivin isoforms and clinicopathological findings in human colorectal carcinomas (ヒト大腸癌におけるサバイピンアイソフォームの転写発現と臨床病理学的因子との相関性について)

ハワイ大の学生達を迎えて

4回生 東 薫、別所 優

私たちは、2005年6月26日から3週間、ハワイ大からきたニール、トレイシー、ローレンの3人を迎えました。3人は日中は大阪医大で研修をし、夜は私たちと夕食をともにし、また休みの日は私たちが彼らを日本の名所に案内しようという企画に臨み、色々な体験をしましたので、そのことを今回書いていこうと思います。

初めての出会いは高槻京都ホテルで行われた小さな立食パーティーでした。自己紹介で3人が日本の文化に興味を持っていることを知りました。しかしお互い緊張していたこと、私たちが英語に不慣れなこともあり、たいした話もできず過ぎていきました。“Do you drink tap water here?”と聞かれたときも何のことを言っているのかさっぱりわからないような状態でした。この先3週間どうなるんだろうと一瞬不安がよぎりました。

夕食につれていってくれないか、休日はどこかにつれていってくれないかと言われていただけで最初は実際何をしたいかわかりませんでした。せっかく日本にきたのだからということで日本らしい食事をしてもらおうと、お好み焼き、おでん、焼肉、居酒屋など、私たちの考え付く限りの日本らしいと思われるところにいきました。食事の席では今日の学校での出来事、お互いの学生生活の話（ハワイの医学生はクラブもせず勉強しないといけないこと！）、今までの歩んできた道や初めての出会いとは考えられないような軽いジョークなんかも言いあうまでに成長しました。

休日は時間の許す限り観光しました。一回目は大阪周辺ということで海遊館・大阪城・なんばに、二回目は奈良に大仏、鹿、鹿のフンをみに、三回目は京都の金閣寺・清水寺・産寧坂・河原町に行きました。京都では偶然祇園祭の行列に出会えていい思い出となりました。色々な名所に行ったんですが、実は自分が説明するほど日本のことをしらなかったことがよくわかりました。友達にも助けてもらいながらなんとか日本の雰囲気はつたえることができたんじゃないかなと思っています。



最初はどうなるかと思いましたが、最後には言葉も苦にならず本当に仲良くなれ、ともによい経験ができました。このようなめったにない機会を設けてくれた大学に感謝いたします。



ハワイ大 Medical Education Forum (2005/8/22～8/25)に参加して

ハワイのPBLに参加して感じたことは先生、学生が日本では考えられないくらい、アットホームに接してくれたことです。日本では先生というのはどこか怖い、威圧感があるというイメージを描いてしまいがちですが、ハワイの先生は、あなたが先生？と驚くくらいお茶目でユーモアがあって、でも厳しくするときは厳しく私たちを導いてくれました。

学生の方も夏前に大阪医大に実習に来ていたニール、トレイシー、ローレンの三人はもちろんのこと他の五人も私たちが前々からの友人であるかのように、ハワイでの学生生活やPBLの楽しさ、プライベートなことまでもたくさん話してくれました。最初は英語もわからずとまどっていた私たちも最終日にはジョークがわかるようになり、こちらも相手を笑わせようと必死になっていました。言葉、国籍、テンションの違いを超えてここまで仲良くなれたことに驚き、うれしく思いました。

4回生 中林 ゆか

日本とハワイのPBLの違いであるが、シナリオの出し方、チューターのあり方、テストの形式など多くの点が日本とは異なるもので、シナリオはできるだけ小出しにし生徒に考えさせるスペースを与え、それを上手く導くようにチューターはアクティブでした。テストではチューターと一対一の諮問形式で、その場でPBLを行う、トリプルジャンプというものでした。これらの違いは根本的なことを言えば国民性やおかれている環境が全く違うことに端を発し、それがPBLをやるに当たっての姿勢や資源、人材に大きく反映されていると考えますが、だからといって別に日本の置かれている立場が悪だとは思いません。すなわち日本、そして大阪医科大にはハワイ式とは異なった大阪医科大のPBLというものが存在するはずであり、ハワイ式PBLをその一例として、大阪医科大流のPBLを模索し確立していく必要があると思いました。

4回生 三木 高平

今回のワークショップには、我々大阪医科大学の他に、慶応大学、佐賀医大、浜松医大の生徒が参加し、互いに親交を深めることが出来ました。各校の一人一人が自分の意思で参加したため、各自のモチベーションは高く、毎日の討論はとても白熱し、ハワイ式PBLを学ぶためにとってもよい環境であったと感じました。「白熱した討論はより良い学習につながる」とハワイ大学のジョシュア先生が言っていた様に、みな生き生きとした顔で発表したり、相手の意見に対して質問したりできたので、今でもその時のシナリオのことは良く憶えています。短い間のワークショップでしたが、密度の濃い時間を過ごした私達は、みな仲良くなる事が出来、参加して良かったとしみじみ思っています。

4回生 小野 賀大



中山国際医学医療交流センターを通じ、昨年9月より中国政府派遣研究者として重慶医科大学公衆衛生大学院環境衛生学研究室の呂波講師が、衛生学・公衆衛生学教室で研究生活を送られました。帰国にあたり学報に寄稿されましたので掲載致します。

センター長 河野 公一

My study in OMC

As an associate researcher, I have been living and studying in the Department of Hygiene and Public Health, Osaka Medical College for almost half year. It was my first experience to live and study abroad and I got a lot of help here. I am so grateful that I would like to introduce my life during this period.

My name is Bo Lu. And I worked as a lecturer in Dept. Environmental Health, Public Health School of Chongqing Medical University. First of all, I was very appreciated for Prof. Koichi Kono. He offered me a chance to study in OMC last year, so I could come here and get a lot of nice memories.

I departed from Shanghai by airplane and arrived at Kansai airport on Sept. 11th, 2005. Prof. Koichi Kono gave me a warm welcome and a big help to settle down my life in Japan. Also, he kindly showed me around OMC and introduced me the center of research laboratory and library. I was impressed that so many advanced research instruments were available anytime and that it was so convenience for researcher to access to the latest scientific information in this college.

After I had been familiar with the circumstance, Prof. Kono arranged my research and studying process in his department while I stayed here. So I could join in the research team of Assistant Prof. Tomotaro Dote and began to do the study about heavy metal, especially the health effect of Fluoride. During this period, I learned a lot of knowledge and techniques from Assistant Prof. Tomotaro Dote. With his help, I took part in the study of *«Acute toxic effects after intravenous injection low concentration solution of hydrofluoric acid»* and finished the review *«Toxicologic Study of Monochloroacetic Acid»* successfully.

While I studied here, Prof. Kono provided me a chance to attend the national conference in Public Health field. So I went to Nara with professor and other teachers to attend *«The 45th annual conference of Kinki society for Occupational health»* on Nov. 19th, 2005. I learned the research status in the field of Public Health in Japan through this conference. It expanded my knowledge about public health.

Another important thing that impressed me deeply was the united research atmosphere. The academic report was performed every two weeks in this department. Some researchers presented their studies and could get many good advices from other researchers to improve and accomplish their researches. This united research atmosphere is the essential to reach the success.

This half year passed so quickly for me. During my living in OMC, I learned a lot of knowledge and techniques in Department of Hygiene and Public Health. Also, I have near contact with Japanese culture. I know the Japanese in Kansai area were so warm hearted, such as the teachers in this department. All the teachers introduced their researches to me and taught me many skills used in public health field even though I have no time to join in because I have to go back China as our government requested. But, I really hope I could get another chance to study and enjoy here again.

Dr. Bo Lu
Lecturer
Department of Environmental Health
Public Health School of Chongqing Medical University



医学会秋季学術講演会

平成17年度 医学会秋季学術講演会

日 時：平成17年11月9日(水) 午後2時～4時

場 所：臨床第1講堂

[特別講演]

『石綿障害予防規則と関連疾患の労災補償』

独立行政法人労働者健康福祉機構
岡山労災病院
副院長 岸本 卓巳



[特別講演]

『石綿肺および中皮腫の診断と治療の現状』

兵庫医科大学内科学講座
呼吸器、RCU科
教授 中野 孝司



学長室にて：前列左から 植木学長、中野兵庫医科大学教授、岸本岡山労災病院副院長、
後列左から 河野教授、勝間田教授

年賀交歓会



平成18年1月4日（水）午後1時から、管理棟第9会議室において、理事長、学長、病院長をはじめ、名誉教授にもご出席頂き、100名余りの教職員が参加をして、恒例の年賀交歓会が開催されました。

平成17年度大阪医科大学連携病院長会総会

平成17年度大阪医科大学連携（関連改め）病院長会総会が、平成17年11月24日（木）午後3時、たかつき京都ホテルにおいて開催されました。各連携病院長の先生方にご出席いただいたのをはじめ、本学からは、國澤理事長、植木学長、竹中病院長、清金副院長、阿部副院長、花房副院長、各診療科長の先生方のご出席をいただき、総計約100名となりました。総会では、早稲田大学法科大学院教授 和田仁孝先生に、医療事故訴訟の問題点・問題解決の流れ・技法・紛争処理機関等についてのご講演を頂きました。質疑応答におきましても、ご参加の先生方から活発なご意見・ご質問を頂き、盛況のうちに終了することが出来ました。ご協力をいただきました先生方はじめ各部署の関係者の方々には心よりお礼申し上げます。

（病院医療相談部）



【特別講演】

「医療コンフリクト・マネジメントの技法」
- 対話による紛争対応の技法 -

早稲田大学法科大学院教授

和田 仁孝 先生

院内コンサート



平成17年12月10日（土）に毎年恒例の院内コンサートが行なわれました。今回は外来棟で移転工事が行なわれているため、会場を7号館1階ロビーに移して行なわれ、車椅子の患者様を含め多数の患者様に楽しんでいただきました。会場が例年より狭く混雑しましたが、グリークラブや室内管弦楽部、川村さん、混声合唱団、そして花房先生のヴァイオリン演奏の妙技に観客は酔いしれていました。

平成17年度 実験動物慰霊祭



平成17年12月3日(土)午後1時から、講義実習棟第1講義室において、平成17年度実験動物慰霊祭が執り行われました。

林実験動物センター長が祭文を奉読し、医学医療に貢献した数多くの実験動物の御霊に謝意を表し、参列者全員が焼香を行いました。

消火器取扱実地訓練および地震体験乗車の実施



平成17年10月12日(水)午後1時30分から、総合研究棟南側付近において、高槻市中消防署のご協力により、消火器の実地訓練と地震体験乗車が行われました。

100名余りの参加者は、消火器の正しい取扱方と初期消火の重要性を学び、災害対策への認識を新たにしました。

消防合同避難訓練



平成17年11月10日(木)午後1時半より、恒例の消防合同避難訓練が行われました。当日は56病棟で火災が発生したという想定の下、高槻中消防署と合同で、通報、患者誘導・避難などの訓練を行いました。救急コールで駆けつけた医師、模擬患者、病棟の看護師さんなど多数の方にご参加いただき、有意義な訓練を行うことができました。消防署長の講評の後、65病棟からの救助袋からの降下訓練も合わせて行い、避難訓練を終了しました。

平成17年度 市民公開講座

平成17年度市民公開講座が、下記の通り開催されました。

第5回

11月19日(土)午後2時～ 臨床第1講堂

『足の痛み 靴と足の健康を考える』

講師： 整形外科 助教授 木下 光雄

『痛み止めのお薬について』

講師： 附属病院薬剤部 西原 雅美



木下 光雄 助教授

第6回

12月17日(土)午後2時～ 臨床第1講堂

『昼間のねむけ』

講師： 神経精神科 講師 江村 成就

『睡眠剤について』

講師： 附属病院薬剤部 濱田 武



江村 成就 講師

第7回

平成18年

1月21日(土)午後2時～ 臨床第1講堂

『がんはどこまで治るか』

講師： 一般・消化器外科 教授 谷川 允彦

『化学療法の副作用について』

講師： 附属病院薬剤部 谷脇 愛実



谷川 允彦 教授

主要会議

主要会議とその主な議題

[理事会]

(平成17年11月15日)

審議事項

1. 学校法人大阪医科大学理事会構成員に関する倫理規程の制定について
2. 学校法人大阪医科大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程の制定について
3. セクシュアル・ハラスメント等防止委員会規程の制定について
4. 大阪医科大学大学院学則の一部改正について
5. 大阪医科大学教授選考規程の一部改正について
6. 大阪医科大学附属病院長予定者選考規程の一部改正について
7. 学校法人大阪医科大学鉤奨学基金規程の一部改正について

報告事項

1. 担当理事運営会議報告
2. 日本私立医科大学協会理事会報告
3. その他(学事・病院関係事項報告他)

(平成17年12月13日)

審議事項

1. 学校法人大阪医科大学権限規程の制定について
2. 大阪医科大学学則の一部改正について
3. 学校法人大阪医科大学資金運用規程の一部改正について

報告事項

1. 平成17年度上半期収支報告
2. 担当理事運営会議報告
3. 日本私立医科大学協会・日本私立大学連盟報告
4. その他(学事・病院関係事項報告他)

(平成18年1月17日)

報告事項

1. 平成18年度予算試算について
2. 担当理事運営会議報告
3. その他(学事・病院関係事項報告他)

[教授会]

(平成17年11月2日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 大阪医科大学組織機構改革委員会の各小委員会報告の審議について
3. 図書館長選出に係る推薦委員会委員の選出について
4. 附属病院長予定者選挙規程及び附属病院長予定者選挙管理委員会規定の改正案について
5. 放射線障害予防規程改定について
6. 消化器内視鏡センター長の推薦について

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 教育センター長報告
4. 病院長報告
5. 研究機構長報告
6. その他

[大学院医学研究科委員会]

(平成17年11月2日)

審議事項

1. 大学院教育カリキュラム編成について
2. カリキュラム編成に伴う学則の変更について

[教授会]

(平成17年11月16日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 大阪医科大学組織機構改革委員会の各小委員会報告の審議について
3. 大阪医科大学附属病院長予定者選挙管理委員会委員の選出について
4. 臨床検査医学教室(清水教授の後任)教授選考委員会委員の選出について
5. 第6学年卒業合否判定について
6. 入学資格及び入試検定料関連条文変更に係る大阪医科大学学則の改正について
7. 18年度カリキュラムについて
8. 鉤奨学基金について
9. ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門部

会員の交代について

10. 整形外科学教室教授候補者の公募について

11. 教授会規程の制定について

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 病院長報告
4. 研究機構長報告
5. その他

[大学院医学研究科委員会]

(平成17年11月16日)

審議事項

1. 学位論文審査結果に基づく合(可)否決定について

[教授会]

(平成17年11月30日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 大阪医科大学組織機構改革委員会の各小委員会報告の審議について
3. 教授会規程素案の作成について
4. 産婦人科学教室教授選考委員会委員の選出について
5. 名誉教授称号資格について

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 教育センター長報告
4. 病院長報告
5. 研究機構長報告
6. その他

[大学院医学研究科委員会]

(平成17年11月30日)

審議事項

1. 学外研修の延長許可願出について

報告事項

1. 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ申請のための実態調査について

[教授会]

(平成17年12月21日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 大阪医科大学組織機構改革委員会の各小委員会報告の審議について
3. 教授会規程案について
4. 名誉教授称号資格について
5. 大阪医科大学附属病院長予定者選考について
6. 臨床検査医学教室教授候補者の公募について
7. 大阪医科大学微生物等使用実験安全管理規程の制定について
8. 大阪医科大学科学研究費補助金取扱規程及び同取扱要領の制定について

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 教育センター長報告
4. 病院長報告
5. 研究機構長報告
6. その他

[大学院医学研究科委員会]

(平成17年12月21日)

報告事項

1. 大学院生のインフルエンザ予防接種励行について
2. 平成18年度大学院学生募集について

[教授会]

(平成18年1月11日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 大阪医科大学組織機構改革委員会の各小委員会報告の審議について
3. 教授会規程案(改正案)について
4. 産婦人科学教室教授候補者の公募について
5. 教育センター教員の追加委嘱について
6. 大阪医科大学科学研究費補助金取扱規程及び同取扱要領の制定について
7. 医学部医学科教育機構規程の施行日について
8. 研究教授の選考開始について

主要会議

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 教育センター長報告
4. 病院長報告
5. その他

[大学院医学研究科委員会]

(平成18年1月11日)

審議事項

1. 学位論文提出のための語学試験成績結果について

報告事項

1. 平成18年度大学院入試の願書受付状況について
2. 「魅力ある大学院教育」イニシアティブアンケートについて
3. 学位(乙)論文の受付制限について

[教授会]

(平成18年1月25日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 大阪医科大学組織機構改革委員会の各小委員会報告の審議について
3. 大阪医科大学給付奨学金第6学年受給者(特待生)について
4. 学生褒賞に関する内規改定(案)について
5. 卒業式当日の授業について
6. 平成18年度入学試験について
7. 18年度カリキュラムに伴う学則別表の改正(案)について
8. 研究教授公募について
9. 教授会規程制定に伴う学則改定(案)について
10. 平成18年度「魅力ある大学院」イニシアティブ申請について
11. 救急医療部を教室としての取扱をすることの確認について

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 教育センター長報告

4. 研究機構長報告
5. 倫理委員会報告
6. その他

[大学院医学研究科委員会]

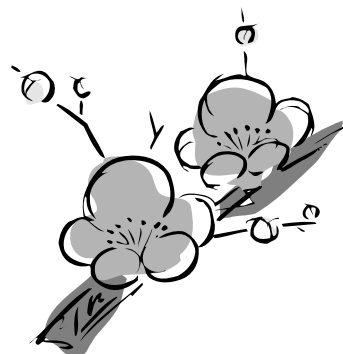
(平成18年1月25日)

審議事項

1. 学外研修の許可願について

報告事項

1. 平成18年度大学院入学試験について
2. 学位審査日程調整について



主な行事予定

2月1日から4月30日までの学内における主要な行事予定は次のとおりです。

- | | | | |
|---------|---|---------|--|
| 2月2日(木) | 大学院医学研究科入学試験
(3日まで) | 4月3日(月) | 臨時教授会 |
| 4日(土) | 看護専門学校一般入試合格者発表 | 4日(火) | 入学宣誓式(医学部・大学院) |
| 6日(月) | 共用試験(CBT)(7日まで) | 5日(水) | 教授会または大講座主任教授会
新入生学外合宿(於:ウェルサ
ンピア京都)(7日まで) |
| 8日(水) | 教授会・大学院医学研究科委員会 | | 第3学年~第5学年オリエンテ
ーション |
| 10日(金) | 医学部一般入試〔学科試験〕
(於:関西大学) | 10日(月) | 第1学年オリエンテーション
看護専門学校始業式 |
| 14日(火) | 理事会 | 11日(火) | 理事会
看護専門学校入学式 |
| 18日(土) | 臨時教授会
医学部一般入試学科試験合格者
発表
第100回医師国家試験 20日まで) | 15日(土) | 市民公開講座 |
| 22日(水) | 医学部一般入試〔小論文・面接〕
(学科試験合格者のみ) | 19日(水) | 教授会・大学院医学研究科委員会 |
| 23日(木) | 臨時教授会
医学部一般入試合格者発表
センター利用入試学科試験合格
者発表 | | |
| 26日(日) | 第95回看護師国家試験 | | |
| 3月2日(木) | 大学院医学研究科入試合格発表 | | |
| 3日(金) | 医学部卒業証書授与式 | | |
| 8日(水) | 教授会・大学院医学研究科委員会 | | |
| 9日(木) | 看護専門学校卒業式 | | |
| 11日(土) | 第4学年共用試験OSCE
第1・2・3・5学年春期休業 | | |
| 13日(月) | 第4学年春期休業 | | |
| 14日(火) | 理事会
センター利用入試〔小論文・面
接〕(学科試験合格者のみ) | | |
| 15日(水) | 臨時教授会
センター利用入試合格者発表 | | |
| 22日(水) | 教授会・大学院医学研究科委員会 | | |
| 28日(火) | 第95回看護師国家試験発表 | | |
| 29日(水) | 学位記授与式
第100回医師国家試験合格発表 | | |
| 30日(木) | 理事会・評議員会 | | |



医療安全対策室関係

安全管理の体制確保に関する特別講演

安全管理の体制確保に関する特別講演会が平成17年11月29日（火）午後5時から、臨床第一講堂・臨床第二講堂において上都賀総合病院 名誉院長の大井利夫先生を講師としてお迎えし、各部門リスクマネージャー及びその他医療従事者875名の出席のもと開催されました。

竹中病院長の開会挨拶に続き、村尾仁医療安全対策室の司会により、下記の特別講演が行われました。

平成16年度の近畿厚生局の立ち入り検査において、医療に係る安全管理の研修会（事例検討会、特別講演会等）の出席は全ての職員が年2回以上出席し、安全に関する意識の向上等を図るものであると指摘を受け、各職員に研修のご案内を配布致しました。その為、多くの参加者があり席に限りがあり、立見が出てしまったことをお詫び致します。

最後に閉会の挨拶として阿部宗昭副院長（医療安全対策室長）より同先生への謝辞を述べられ、講演が盛会のもとに終了しました。

[特別講演]

演題 『安全管理にからめた病院組織概論』

講師 上都賀総合病院

名誉院長 大井 利夫 先生



講師 大井 利夫 先生



病院長 竹中 洋



司会 村尾 仁



医療安全対策室長 阿部 宗昭



全体風景

事例検討会

平成17年12月6日（火）午後5時から、臨床第一講堂・臨床第二講堂において教職員（医療従事者）を対象に事例検討会が開催されました。阿部宗昭医療安全対策室長の挨拶に続き、梶本宜永医療安全対策室の司会により、薬剤部・看護部の2部門からの演者による「麻薬について」の発表でした。特に、看護部によるロールプレイングでは、事例検討会の発表形式としては初めてのことであり、実際の場面がよりリアルに再現されていました。参加者との意見交換も活発に行われ、818名の出席のもと盛会裏に終了しました。

最後に閉会の挨拶として阿部宗昭副院長（医療安全対策室長）より同先生への謝辞を述べられ、講演が盛会のもとに終了しました。



医療安全対策室長 阿部 宗昭



全体風景



司会 梶本 宜永



薬剤部 木山 治



薬剤部 西原 雅美



看護部



看護部



看護部

新型インフルエンザウイルス対応シミュレーション実施

1月25日午後、本院の特別診察室において、高槻市保健所・本院合同の「新型インフルエンザウイルス対応シミュレーション」が開催されました。新型インフルエンザ患者が本院を受診したという設定で、本院、保健所職員が防護服に身を包み、患者をアイソレーターに收容し救急車で搬送するまでを実際に行いました。訓練には、本院、保健所職員だけでなく、消防、大阪府、他施設の医療関係者からの見学者に加えて報道機関からも多数の参加があり、社会的に関心が高い事がうかがわれました。現時点では、新型インフルエンザの発生徴候は見られませんが、万全の準備が必要です。今後も皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

感染対策室 中川俊正



平成17年度大阪医科大学附属病院診療等功績顕彰（藤田賞）の表彰



標記の授賞が、婦人科・腫瘍科 寺井 義人 医長に決定し、その授賞式が平成18年2月1日（水）、診療科長会の場で行なわれました。

科長会にご出席の方々からの祝福の中、寺井先生に表彰状と金一封を授与いたしました。

平成18年度の顕彰については、本年の秋頃に募集を予定しておりますので、奮ってご応募ください。

保健管理室からのお知らせ

秋の定期健康診断を終えて

平成17年度の定期健康診断は、10月18日～10月28日の8日間で実施し、さらにこの期間で受検できなかった方を対象に、“未受検者健診”として12月上旬に2日間の健康診断日を設けました。今年は定期健康診断実施後に医療監視が予定されていたこともあり、各方面からの協力を得て周知のための広報活動を実施しました。その結果全体の受診率は97.8%と高率になりましたが、研修医・大学院生等若い世代の受診率は依然低い状態です。若い世代にも生活習慣病が広がる中、自己の健康管理のために年に1度の健康診断を必ず受けるようお願い致します。

表1 2005年度定期健康診断所属別受診率（2005年12月28日付）

所属名	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	所属名	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
法 人	1	1	100.0	整形外科	37	37	100.0
学 長 室	1	1	100.0	齒科口腔外科学	26	26	100.0
総合企画室	5	4	80.0	神経精神医学	19	19	100.0
英 語	1	1	100.0	小 児 科 学	25	22	88.0
独 語	1	1	100.0	眼 科 学	40	39	97.5
哲 学	1	1	100.0	耳鼻咽喉科学	18	18	100.0
心 理 学	1	1	100.0	皮 膚 科 学	12	12	100.0
物 理 学	3	3	100.0	泌尿器科学	15	15	100.0
化 学	4	4	100.0	放射線医学	69	69	100.0
生 物 学	3	3	100.0	産婦人科学	25	24	96.0
数 学 部	1	1	100.0	麻 酔 科 学	26	25	96.2
教育センター	13	13	100.0	病態検査学	3	3	100.0
大学事務	1	1	100.0	中央検査部	59	59	100.0
高次脳機能発達総合研究	40	40	100.0	輸 血 室	6	6	100.0
解剖学	2	2	100.0	周産期センター	6	6	100.0
解剖学	10	9	90.0	リハビリテーション科	37	37	100.0
生理学	6	6	100.0	I C U	5	5	100.0
生理学	7	6	85.7	血液浄化センター	7	7	100.0
生理学	9	9	100.0	救急医療部	6	6	100.0
医 化 学	7	7	100.0	エイズ調査室	1	1	100.0
薬 理 学	12	12	100.0	病院病理部	3	3	100.0
病理学	12	11	91.7	臨床工学室	8	8	100.0
病理学	7	7	100.0	中央手術室	1	1	100.0
微生物学	12	9	75.0	卒後臨床研修センター	97	80	82.5
法 医 学	11	11	100.0	病 院 事 務	65	65	100.0
衛生学・公衆衛生学	25	19	76.0	物流センター	20	20	100.0
研究機構	6	6	100.0	栄養部栄養課	55	55	100.0
医学情報処理センター	1	1	100.0	施 設 課	22	22	100.0
実験動物センター	7	7	100.0	薬 剤 課	42	42	100.0
保健管理室	6	6	100.0	看 護 部	744	744	100.0
図 書 館 課	9	9	100.0	L Dセンター	5	5	100.0
内 科 学	73	71	97.3	医療安全対策室	4	4	100.0
内 科 学	36	36	100.0	感染対策室	3	3	100.0
内 科 学	24	23	95.8	医療情報部	5	5	100.0
一般・消化器外科学	27	24	88.9	医療相談部	8	8	100.0
胸部外科学	17	16	94.1	消化器内視鏡センター	9	9	100.0
脳神経外科学	20	20	100.0	臨床治験センター	9	9	100.0
形成外科学	15	15	100.0	看護専門学校	18	18	100.0
				総 計	1997	1955	97.9

保健管理室からのお知らせ

有機溶剤・特定化学物質健診

秋期の健診においては、前回の春期に比べ受検率が上がり98.2%と高率でありました。これは、徐々にではありますが受検方法が周知されつつあると共に、健診に対する意識が高くなってきたのではないかと思います。

有機溶剤・特定化学物質が直接的原因である異常所見と、生活習慣が要因である異常所見との鑑別が重要であり、対象者の方は必ず健康診断調査票（問診票）を記入して頂くようお願いいたします。

健診と医療監視

年々健康診断に関する医療監視は厳しくなり、定期健康診断の受検率だけでなく全員の個人カルテをチェックされました。結果、今年は特に“全項目受検の有無”を問われ指導を受けました。今年の健康診断（未受検者健診実施後）においても未受検項目のある方がおられますので、今後早期に対応したいと思います。お忙しい勤務の中、受検していただくこととなりますが、できる限り円滑に受検できるよう配慮したいと思いますのでご理解いただきしたいと思います。

インフルエンザワクチン接種について

今年度のインフルエンザワクチン接種は11月9、10日、15～17日に実施し、5日間で2,028人の教職員、学生が接種しました。これは約70%の教職員、学生が本学でワクチン接種を受けたこととなります。しかし今シーズンは新型インフルエンザ発生リスクやインフルエンザ治療薬であるタミフルの備蓄の問題により、病院感染対策室の依頼でワクチン未接種者（主に診療に関わる教職員、病院実習中の医学部5年生）を対象に12月28日、1月5、6、12日に再度ワクチン接種を実施しました。

毎年、HPや掲示物などでインフルエンザ対策、及びワクチン接種の勧奨をしてきましたが、今後もインフォメーションに工夫をしていきたいと思っています。また教職員、学生の1人1人がインフルエンザ予防が集団・院内感染対策としても重要であることを十分に認識し、予防に努めるようにしましょう。



2006年度前期の予定

健診・検査内容	実施日	対象者
B型肝炎抗原抗体検査 C型肝炎抗体検査	4月11、13、14日	教職員希望者
ツベルクリン反応検査、判定	4月3、5日	教職員新規採用者、陰性者
ツベルクリン反応検査、判定	4月17、19日	教職員新規採用者、陰性者、 医学生1年、看護学生1年、
ツベルクリン反応検査、判定	5月15、17日	看護学生1年
雇入時健康診断	4月4日、5日、20日	新規採用者
医学生定期健康診断	4月12、19、26日、 5月10、17日	医学生
看護学生定期健康診断	4月27日、6月2日	看護学生
電離放射線従事者健康診断	4月3日より	放射線業務従事者
血液浄化センター・臨床工学室定期検診	4月3日より	血液浄化センター、臨床工学室
特定業務従事者健康診断	5月24、25、26日	深夜業務従事者、放射線科教職員
有機溶剤・特定化学物質健康診断	5月24、25、26日	有機溶剤・特定化学物質取扱者

歴史資料館展示資料収集に関する報告

大阪医科大学歴史資料館は平成18年度中のオープンに向けて、本年4月より国の登録有形文化財「旧大阪高等医学専門学校別館」を創立当時の姿に復元するための改修工事を開始する予定になっております。

現在、オープンに向けて、資料の整理等を進めているところであります。

さて、学報第65号（平成17年8月発行）にて、歴史資料館に展示いたします資料を学内外に募りましたところ、新たに5名の方々（別表）よりご恵与賜りました。本事業の趣旨をご理解いただきました方々のご厚意に対してここに改めて心よりお礼申し上げます。

本事業は永続性のあるもので、引き続きご恵与の受付をおこなって参りますので、創立以来の貴重な資料をお持ちで、大阪医科大学歴史資料館の趣旨にご賛同いただける方におかれましては、ご恵与賜りますようお願い申し上げます。

ご恵与いただきます展示資料に関しましては下記の要領にてお手続きいただきますようお願い致します。

上記以外の資料収集に関するお願いといたしまして、別表にあります卒業アルバムをさがしております。ご自宅に保管されている卒業アルバムで、借用をお許しいただける方がございましたら、ご恵与いただきます展示資料と同様に下記の要領にて、本学歴史資料館設置準備室までご連絡いただければ幸甚に存じます。

尚、借用いたしました卒業アルバムにつきましては、資料のデジタル化作業が終了次第ご返却いたしますので、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

【募集要領】

➤ 展示対象資料について

制服、制帽、学生証、写真（校舎・構内集合写真・授業風景など）、授業ノート、講義資料、実習器具（顕微鏡・解剖用具など）、古い医療器具、その他関連資料

➤ 連絡・送付方法について

ご恵与いただけます場合には資料の由来等を別紙（P65参照）複製のうえご記入いただき、ご署名のうえ、資料コピー（機械・備品類につきましては写真）を添えてファックスまたは郵便にてご送付願います。書籍・雑誌などに関しましては、まず題名・著者・発行年・発行所などを記したリストをご送付下さい。

展示・保存のスペースが限られておりますので、展示の可能性や現有のものとの重複がないことを確認し、改めて送付方法のご案内を申し上げます。

➤ 資料の展示・保管について

ご恵与いただきました資料につきましては記録整理の上、個人情報保護法に基づく同意を得て恵与者名等を明記して各コーナーに順次展示いたします。展示資料は一定の期間で入れ替えし、展示期間外は資料館内倉庫で保管する予定です。

尚、ご恵与いただきました資料等は返却いたしかねますので、あらかじめご承知願います。

歴史資料館設置準備室

【連絡・送付先】

大阪医科大学 歴史資料館設置準備室
 電話番号 072-684-6738 (内線番号: 2986)
 FAX番号 072-681-3723
 E-mail trad@art.osaka-med.ac.jp

歴史資料館展示資料 平成17年7月1日～平成17年12月31日 恵与分

(敬称略)

受領日	恵与者氏名	書名・書類名・資料名	恵与者と本学の関係
7月5日	家原 利兼	大阪医科大学予科記念碑建立関係書類一式	医学部 昭和27年卒
7月26日	徳地 紀之	卒業アルバム	中検技術員
9月27日	足立 憲彦	大阪医科大学附属病院 院内約束処方集 他3点	薬局 物流センター 薬剤師
11月7日	長谷川 真知子	写真(アルバム)	医学部 昭和52年卒
11月29日	西村 保	おもと会記念誌 おもと 第19号(学4期卒業50年記念号)	医学部 昭和30年卒

*お詫び

前回の掲載時(学報65号)に、恵与者氏名に遺漏がありましたことをお詫び申し上げます。

【卒業アルバムリスト】(借用希望)

期	卒業年	期	卒業年
高医4期	昭和10年卒	学部8期	昭和34年卒
高医11期	昭和17年卒	学部10期	昭和36年卒
高医13期	昭和19年卒	学部12期	昭和38年卒
高医15期	昭和21年卒	学部15期	昭和41年卒
高医16期	昭和22年卒	学部18期	昭和44年卒
高医17期	昭和23年卒	学部20期	昭和46年卒
高医18期	昭和24年卒	学部21期	昭和47年卒
高医19期	昭和25年卒	学部22期	昭和48年卒
高医20期	昭和26年卒	学部23期	昭和49年卒
高医21期	昭和27年卒	学部24期	昭和50年卒
		学部27期	昭和53年卒
		学部34期	昭和60年卒
		学部37期	昭和63年卒
		学部38期	平成元年卒
		学部39期	平成2年卒
		学部40期	平成3年卒
		学部41期	平成4年卒
		学部43期	平成6年卒

大阪医科大学俳句会（十一・十二・一月）

千本の紅葉の上の舞台かな	塚本務人
初冬なり縮緬雑魚に鮎混じる	今井雄介
歳晩や不肖が二人やつてくる	同
三冠馬勝てず師走の競馬かな	中川一成
虚と実を緬ひ混ぜ錦織る菊師	吉田孝江
行末は宇宙飛行士書初す	同
入水尼袖の重たさ菊人形	飯塚久子
地獄てふ幟はためく初温泉	同
初夢の夢なればこそ会へしひと	美濃 眞
まづ悪役から脱がされる菊人形	同
門灯の自動に点り冬初め	宮脇芳美
霜月の黄色い街を行きにけり	山崎隆司
コスモスや女の見えぬ貨物港	同

投句のお誘い

一般の方も投句（何句でも）して下されば、
当句会で会員の出句と同じように選句します。
入選句は当欄に掲載します。

宛先は

〒569-8686 高槻市大学町 2-7
大阪医科大学

俳句会

皆様の参加をお待ちしております。



イルミネーション点灯式

平成17年12月1日(木)
午後4時30分より、LDセンターにてイルミネーション点灯式を行いました。LDセンターが開設してもうすぐ5年、イルミネーション点灯式も4回目となりました。普段センターに通ってきている子どもたちが「ミニサンタ」「ミニトナカイ」に扮し、ご家族も大勢ご参加いただきました。



当日はサンタさんの司会により、フルートやピアノの演奏、ジャグリングやビンゴ大会、けんだま大会やクリスマスソングの合唱など、たくさんのプログラムが行われました。子どもたちは、たくさんのプログラムとお菓子のプレゼントに大喜びで、センターの中や外の飾り付け・イルミネーションに、歓声をあげていました。

普段大変お世話になっている大学・病院関係の方々にも多数お越しいただき、きれいなイルミネーションと喜ぶ子どもたちの姿を見ていただくことができました。

あっという間の時間でしたが、楽しいひと時を過ごしました。



フランス国家功労勲章受章

本学谷川允彦教授に対し、医学医療をとおりフランス共和国との国際交流に尽力されたご功績と高邁なるご人格並びに高度な学識経験が認められ、フランス国家功労勲章シュヴァリエが贈られました。



授章式は、大阪のフランス領事館において1月27日（金）午後3時から執り行われ、國澤理事長、植木学長、竹中病院長が臨席する中、アラン・ナウムフランス共和国総領事より勲章が谷川教授に授与されました。

法人は谷川教授の今回の受章の榮譽に対し、そのご功績を称えるため、1月27日（金）國澤理事長、植木学長から「表彰状」並びに「記念品」が授与されました。



個人情報の取扱について：

平成17年4月1日から個人情報保護法が施行されました。これに伴い総務部では、学報の発送にかかる個人情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、適切な管理を行っております。なお、収集・管理する個人情報につきましては、発送の目的以外に使用することはありません。学報に関する個人情報についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

大阪医科大学 総務部 学報編集担当係 電話 072 - 684 - 6218

大阪医科大学学報 第67号

発行年月 平成18年2月

発行 学校法人 大阪医科大学

編集・発行 総務部

印刷 大日本印刷株式会社

大阪医科大学ホームページ

<http://www.osaka-med.ac.jp/>